

世界の通信ビジネスの最新情報誌

KDD 総研

R&A

1996 March

3



CONTENTS

第一部 巻頭特集

ニュージーランドの壮大な実験(後編) 3

第二部 各国のテレコム情報

AMERICAS		
《全世界》		
DT/FT/スプリントがグローバルワンを設立	22	フェニックスとして知られていたJVを設立へ。DT/FTは30億ドルを支払い、スプリント株式を既に取得。セルラー部門の分離後に合計20%まで増資。
《アメリカ》		
1996年通信法、成立	23	通信法が約60年ぶりに大幅改正。新たな規制環境の下、早くも動きだす各事業者。
FCC、RBOCsの域外長距離参入に関する規則制定案を提出	26	一定の条件を満たす分離子会社による場合はノドミナント、それ以外の場合はドミナントと見做す。
AT&Tに対する国際ドミナント規制撤廃の動向	27	ノドミナントの扱いを求めるAT&Tの請願に対し、MCI/スプリント等が反対表明。
《カナダ》		
Power DirecTV、衛星放送サービス免許を返上	28	CRTCの課した条件によりコストが上昇し採算が取れないとして、参入を断念。一方こちらでもサービス開始の遅れるExpressVuではCEOが交代。
《メキシコ》		
メキシコ長距離電話市場の競争	29	TELMEXを含め、計7社が事業免許を取得。競争に生き残れるのは何社となるか注目される。
ASIA		
《韓国》		
KT等韓国企業4社、「ワンナンバー・サービス企画」に出資	32	Koreasat-2衛星打ち上げ成功
《中国》		
政府、「コンピュータ情報網の国際接続管理規定」を公布	33	郵電部回線の利用、サービス提供者の法人格の取得等を義務付け。外国通信社の国内での経済情報提供規制と併せ情報統制の姿勢強まる?
郵電部、GSM網相互接続等を実施	33	15の市・省のネットワークの相互接続を96年1月1日より実施。ローミング、全国ページングの試験提供開始等も合わせ移動体通信サービスの充実を図る。
郵電部、第9次五ヶ年計画(1996年~2000年)の概要を発表	34	2000年の交換機容量を1億7千万回線、都市部の電話普及率を30~40%とし、5年間の総売上は2,400億元(約3兆円)を見込む。
長征ロケット、インテルサット衛星の打ち上げに失敗	35	インテルサット初の中国製ロケットによる打ち上げが失敗。
《香港》		
CITICグループ、香港テレコム株式を売却	36	CITIC香港、CITICパシフィックの2社が合計2億5315万株を約36億香港ドル(約470億円)で売却。売却益は、香港、中国でのインフラ整備事業に投資。
ハチソン・ワンボア、通信部門の組織改正を実施	37	和記電訊有限公司(Hutchison Telecommunications Hong Kong)、Hutchison Telecommunications International、Hutchison Telecommunications UKの3社体制に。
《台湾》		
「電信三法」発効	38	交通部電信総局組織条例、中華電信股 限有公司条例、電信法の「電信三法」が、96年2月7日に発効。
電信総局長、組織改正を発表	38	
《シンガポール》		
シンガポール・テレコム、新規参入事業者と相互接続に合意	39	
《インドネシア》		
テレコム・マレーシア、200万回線敷設計画から撤退へ	39	株主間の交渉決裂でカリマンタン島での回線敷設計定のコンソーシアムへの出資を取りやめへ。
《インド》		
セルラー電話の新規事業者が確定	40	入札公示から一年を要し、34免許を計14グループが取得。アメリカ勢中心の外資が各グループに参画。しかし、出資率変更などで撤退濃厚の外資も。
《パキスタン》		
パキスタン電話公社組織改正を実施	42	
《スリランカ》		
市内網へ競争導入	43	WLL利用の加入者回線増設でTransmarco-ベルカナダ連合、テリア率いるコンソーシアムが落札。選定漏れのグループ提訴で、なお曲折も。
OCEANIA		
《オーストラリア》		
連合政権、テルストラの民営化に関する政策を発表	43	同社株式1/3の売却、外資枠の設定などの具体的な提案。外資所有を約12%、1外資所有を約1.65%までとし、外資には厳格なもの。
MIDDLE EAST		
《サウジアラビア》		
PTT、GSMサービス開始	44	リヤド、ジッダ、ダンマンの主要3都市で96年1月21日より提供開始。
EUROPE		
《欧州全般》		
STETとシーメンス、提携強化	45	イタルテルに続き、Sirtiがシーメンスとの合併会社設立に合意。両社は東欧諸国における競争力強化を図る。
ユーテルサット、条約改定	45	新規通信事業者や放送事業者によるダイレクトアクセスが可能に。アズラなど私設衛星通信システムとの競争に備えて利用者確保を図る?
《英国》		
オフトел、反競争的行為の禁止について諮問	46	BT免許の変更案を発表。BTとの合意は困難であり、ナンバーポータビリティに続くMMCへの付託も。
オフトел、マーキュリーの免許見直しを諮問	47	国内市場についてはノドミナントと判断。免許を簡素化し、その他の事業者と同様の規制に移行。
BTとオフトел、回線基本料のプライスカップとADCの廃止に合意	48	貿易産業省、固定無線アクセス免許の取得者を発表
2GHz帯はBT、RadioTEL Systemsに、10GHz帯はマーキュリー、Ionica/ScottishTelecom連合、NTLに付与。	48	
《ドイツ》		
新通信法を閣議決定	49	規制機関を経済省の下に設立。本年6月までの成立を見込む。
マンネスマンとVeba、Viag/BTとRWEがそれぞれ提携へ	49	JVを設立する覚書をそれぞれ締結。ドイツの第二事業者は2グループに収束の方向か。
《フランス》		
DGPT、代替インフラ事業者と移動体通信事業者の相互接続を認める	50	高速道路管理会社2社に対して、移動体通信事業者とのネットワーク接続を認めるライセンスを付与。
情報ハイウェイ関連法案成立	51	情報社会実現に向けてフランスが遅れをとらないための緊急措置として、実験プロジェクトの実施を可能とする特別法を可決。
《スイス》		
スイス国鉄、第二通信事業者へ	52	本格的な通信市場参入を図るため合併会社を設立、戦略的提携相手を模索。
《チェコ共和国》		
GSMライセンス入札締切	53	
《ポーランド》		
TPSA民営化へ	53	GSM事業者決定
エアタッチ・テレダグマーク連合及びUSウェスト-DT連合が取得。STETはまたも失敗。アメリカは国際司法裁判所の調停が出るまでライセンス付与は無効と主張。	54	
《新ユーゴ》		
GSM網構築	54	モンテネグロ共和国ではテレノールがGSM事業者に出資、今秋にもサービス開始予定。セルビアではユーゴPTTが今夏を目途にシステムを構築中。
AFRICA		
《マラウイ》		
GSMサービス開始	55	

「ニュージーランドの壮大な実験」 (後編)

後編目次

2. 市場への信頼 ニュージーランドにおける競争の導入(続き)	
2-3-3 ニュージーランドにおける国際電気通信に係る規制	4
2-3-3-1 国際通信サービス提供に係る登録義務	4
(1) 登録義務	4
(2) 登録の抹消	4
2-3-3-2 各種報告義務	5
2-3-3-3 競り上げ及び優遇措置への対策	5
(1) 1989年の国際計算料金政策	5
(2) 1994年の一部改正の骨子	5
(3) 公専公型サービスに係る登録の承認について	6
(4) 国際計算料金に係る条件の強制的変更について	7
3 市場は失敗した	
3-1 両者の主張(交渉経緯)	8
(1) 相互接続料の算定/精算方式	9
(2) 特番(アクセスコード)及び番号体系	10
(3) 電話帳等における取扱い	10
(4) 恣意的な交渉の長期化	10
(5) クリア社の再販による暫定的なサービス提供の拒否	11
3-2 裁判所における検討及び判決	11
3-2-1 高等裁判所	11
3-2-2 上訴裁判所	12
3-2-3 英国枢密院	13
3-2-4 商務委員会の調査結果	14
(1) 競争状況に係る調査報告	14
(2) エンドユーザに対する提供条件に係る調査報告	14
3-2-5 その後の経緯	15
(1) ルール制定勧告	15
(2) ディスカッション・ペーパー	15
(3) ポルジャー首相の勧告	15
(4) 基本合意	15
(5) 最終合意	16
3-3 「壮大な実験」が示唆するもの	16
3-3-1 規制の構造に関する示唆	16
(1) 独占の防止と競争の促進	16
(2) 行為の判断と紛争の解決	17
3-3-2 規制の内容(ルール)に対する示唆	17
(1) 参入リスクの放置	17
(2) 独占利益の温存	18
(3) 交渉遅延	19
3-4 競争の戦術	19
コラム	
市場の原理は勝利したか	20

前編(KDD総研R&A1995年12月号)では、電気通信サービス市場の特性と規制のあり方及びニュージーランドにおける電気通信分野の規制緩和の経緯を概観し、中篇(KDD総研R&A1996年2月号)では、ニュージーランドにおけるローカル電気通信分野の規制の枠組み及び国際電気通信の特性と規制の在り方を概観した。

『ニュージーランド
の壮大な実験』
(後編)

(注1)

「公専公型サービス」は国際専用回線再販を前提としているが、ニュージーランドでは、再販と設備ベースの区分は事業者登録・外資規制・サービス範囲等において設けられておらず(単なるネットワークの1形態)敢えて「再販」と記す必要が無いことから、本稿においてはこのような表記とする。



2-3-3 ニュージーランドにおける国際電気通信に係る規制

TCNZの独占の終焉をうけて改正された通信法(1988年改正)において、国際計算料金に関連する弊害(2-3-1参照)を排除することを目的とした規定が追加され(通信法(1988改正)第5条)これを受けて、電気通信規則(国際サービス/1989年)が商務省により制定され、同年8月14日に施行された。その後商務省は、外国側での競争の進展等を背景に、同規則(1989年)の一部を改めた電気通信規則(国際サービス/1994年)を制定し、1995年3月1日に施行した。以下にニュージーランドにおける国際電気通信に係る規制を説明する。

2-3-3-1 国際通信サービス提供に係る登録義務

(1) 登録義務

1) 登録義務の対象

以下の形態の国際電気通信サービス(公衆交換網サービスに限る)を提供する場合は、商務省通信局国際通信政策部に登録申請することが義務づけられている。

国際公衆交換型サービス(音声及び/又はデータ、テレックス等を含む。)

両端国において公衆交換型サービスと接続された国際専用回線によるサービス(公専公型サービス^(注1))

2) 登録の目的

登録を国際電気通信サービスの提供の要件とすることにより、2-3-1において説明した国際電気通信に係る問題を生じさせた事業者によるサービスの提供を停止させる(登録を抹消する)ことを可能とする。

登録された国際電気通信事業者(登録国際事業者)に各種報告義務を課すことを通じて、問題行為の監視・確認を可能とする。

需給調整を目的とするものではない。

3) 登録申請の内容

資本関係、設備の概要、対地、外国側事業者との運用協定のリスト(予定を含む)及び発着別・対地別のトラフィック予測

公専公型サービスの場合は、その対地

商務省の請求に応じ、各種データ、文書及び外国側事業者との協定本文等の資料

4) 登録の審査

国際公衆交換型サービスの場合はいかなる申請も登録される

公専公型サービスの場合については2-3-2-3参照。

5) その他

商務省における登録に係る審査及び通知までの目標期間は6週間

登録の承認後、その旨は当該事業者に通知される他、公示される

申請に合わせて提出されたデータ、文書及び協定本文は、公的情報法(Official Information Act)に基づき取り扱われ、原則として公表しない。

(2) 登録の抹消

商務省は、以下の状況において登録国際事業者の登録を抹消することができる。

登録国際事業者の義務を怠った場合。

公専公型サービスの場合であって、2-3-3-3に述べる登録(参入)の条件に該当する事項に

おいて生じた変更により、当該事項の内容が不適切なものとなった場合。

2-3-3-2 各種報告義務

1) 報告義務の目的

登録国際事業者による問題行為の有無に係る継続的な監視・確認を可能とし、必要に応じて登録の抹消を行う。

2) 報告内容

商務省は、登録国際事業者に対し、以下の資料提出を随時要求できる。

国際計算料金の単価

主要対地との間のトラフィック量（対地別・発着別）

外国側事業者との協定本文等

収納料金

3) 報告の頻度

電気通信規則（国際サービス / 1994年）には報告の頻度に係る規定はないが、半年に一度の提出を想定している旨が、同通信規則の補助説明資料に記載されている。

4) その他

提出されたデータ、文書及び協定本文は、公的情報法（Official Information Act）に基づき取り扱われ、統計或いは分析を目的とする集計後のデータを除き、原則として公表しない。

国際計算料金の額に関する情報は、電気通信規則（国際サービス / 1994年）の目的（2-3-3-1(1)の2）を達成するための他は、他の登録された事業者に公開しないと商務大臣が想定している旨が、電気通信規則（国際サービス / 1994年）の補助説明資料に記載されている。

2-3-3-3 競り上げ及び優遇措置（一方通行再販（ルーティング）を含む）への対策

(1) 1989年の国際計算料金政策

電気通信規則（国際サービス / 1989年）において、競り合わせ及び一方通行ルーティング防止のための国際計算料金政策が採用された。但し、国際単純再販の形態にも国際計算料金政策が適用されていたことから、一方通行再販は起こりえなかった。具体的な内容は以下のとおり。

尚、外資規制はTCNZを除き撤廃されていたが、多国籍企業によるダンピング及び移転価格等については、国際計算料金政策を満遍なく適用することで防ぐものとなっていた。

1) 統一計算料金等

同一の外国側事業者との間の国際公衆交換型サービスにおける着信・中継に係る費用（国際計算料金単価及び中継料単価）は、同一水準かつ同一の精算・分担方法であることが規定された。

2) リターントラフィックの比例配分

任意の外国側事業者から着信するトラフィック（リターントラフィック）は、当該外国事業者がニュージーランドから受ける全トラフィック（中継を含む）に占める当該ニュージーランド側事業者のトラフィックの比率とほぼ同率であることが規定された。

(2) 1994年の一部改正の骨子

1) 改正の背景及び概要



『ニュージーランドの壮大な実験』 (後編)

諸外国でも電気通信分野に実質的な競争が実現されており外国側の独占の弊害を例外的な場合と位置づけられるようになったと判断したこと及び単純再販にも国際計算料金政策を適用することで、競争促進の一翼を担うべき再販事業の発展を阻害していたとの反省を受けて、ニュージーランド政府は、1994年に国際計算料金政策の見直しを行った。内容は、同政策の適用除外を広く認める(原則自由)が、弊害が発生した場合に限り、関係する登録国際事業者に国際計算料金政策を強制する(例外規制)というもの。競り上げより一方通行再販(ルーティング)及び多国籍企業による優遇措置等を意識した内容となっている。

2) 国際計算料金に関する基本的な姿勢

着信コストの額、分収・精算方法やリターントラフィックの配分等については原則自由とし、事業者間の交渉に委ねている。(電気通信規則(国際サービス/1994年(以下「規則」)の補助説明資料(以下「補助資料」))

3) 商務省に権限が与えられている規制行為

商務省が、「規則」に基づき国際電気通信サービスを提供しようとする或いは提供する事業者に対して取ることのできる規制行為は、公専公型サービスの提供に係る登録の承認・却下及び国際計算料金に係る条件の強制的変更である。

A) 公専公型サービスの提供に係る登録の承認

公専公型サービスの登録申請に対し、商務大臣は一定の基準((3)の1)参照)に基づき審査を行う。(規則第5条第1項)

B) 商務大臣による国際計算料金に係る条件の強制的変更

商務大臣は、他の登録国際事業者からの申し立て或いは大臣自らの判断により、以下の2つの条件のいずれか又は両方を事業者に対して課することができる。(規則第7条第1項)

a) 指定(統一)計算料金

外国側事業者との間の運用協定において、国際計算料金の額及び精算方法等が、商務大臣が指定するものとなっていることを確保する

b) リターントラフィックの比例配分

外国側事業者との間の運用協定において、リターントラフィックの比例配分の方法(受信トラフィックの配分比率は、当該外国事業者への全発信トラフィックに占める割合にほぼ同率)を適用することを確保する

(3) 公専公型サービスに係る登録の承認について(上記(2)3)のA)

1) 承認の基準

商務大臣は、公専公型サービスに係る登録の承認について、以下の2点に基づき判断する。

- a) 国際専用回線サービスの再販に係る外国側の規制。特に国際専用回線と公衆交換網との相互接続に関する条件。
- b) ニュージーランドの国際電気通信サービス利用者の利益を阻害する可能性(リスク)の規模

2) 認定対地

上記(2)3)のA)に基づき公専公型サービスの提供が認められているのは、現在のところ以下の4対地。今後申請に応じて追加可能。

-オーストラリア(豪州) -スウェーデン -英国 -米国

3) 規制の形態及び評価

ニュージーランドにおける公専公型サービスを可能とする対地の認定方法は、米国と同様に相互主義を条件とするもので、自国事業者が、外国事業者による一方通行再販への対抗措置



としての一方通行再販を、当該国への関連会社設立等により行うことが、先方国の規制のために不可能な場合、その対地との間には設備ベースでのみ公衆交換サービスが提供される(2-3-1-2(5)の<対策B>)。米国は国際単純再販による実効的な参入機会の同等性を条件としているのに対し、ニュージーランドは表面的な規制のみを判断基準としているが、規制の実効性に問題がある場合は、次項(4)により排除される枠組みとなっている。

重要な点は、ニュージーランドは原則として国際計算料金政策を採用しておらず、また、外資規制も設けられていないことから、設備ベースでの一方通行ルーティングを防ぐ規定を別に設ける必要があることであり、このため、商務省による国際計算料金に係る条件の強制的変更(上記(2)の3)のB)。詳細は次項。)が規定されている。これは、多国籍企業によるその他の優遇措置への対策にもなっている。

尚、公専公型サービスは、ニュージーランドにおいて認められると共に、外国側においても認められる必要があり、これまでに認められている上記4対地のうち、米国は、ニュージーランドを国際単純再販による参入機会の同等性を認めておらず^(注2)、実際に提供できるのは3カ国のみとなる。

(4) 国際計算料金に係る条件の強制的変更について((上記(2)3)のB))

1) 変更の強制的判断基準

上記(2)3)の「B) 国際計算料金に係る条件の強制的変更」は以下の観点に基づき判断される。(規則第7条第2項)

- a) 競争市場の発展への影響
- b) ニュージーランドの国際サービス利用者の利益・効用への影響

2) 強制的変更が適用される例

強制的変更が検討される事例には以下のものがある。(補助資料)

- a) 電話トラフィックの相当量が公専公サービスに偏っている場合
- b) 他社と異なる国際計算料金の額及び精算方法を採用する一方でリターントラフィックの比例配分とは大幅に異なる比率で配分を得ている場合
- c) 出資関係を有する外国側事業者から、不当な優遇措置(例えば移転価格等)を受けている場合
- d) 他の事業者に比べて外国側へのトラフィックの着信に係る条件が有利な場合

3) 規制の目的、形態及び評価

補助資料に挙げられている強制的変更の適用例から、一方通行再販、一方通行ルーティング・競り合わせ、移転価格・ダンピング等の多国籍企業による優遇(差別的)措置及び外国側における(特に公専公型サービスにおける国際専用回線との)相互接続条件の同等性(非差別性)が挙げられているものと見ることができ、前述した国際電気通信に係る問題が網羅されている。国際計算料金政策の効果を維持しつつその硬直性を克服するために、一步自由化された規制形態といえる。本年1月に発出された米国FCCの"Policy Statement"は、既存の枠組みに変更は加えないものの「適用除外」となる形態を奨励しており、実質的にニュージーランドの規制形態と同様の効果を期待しているといえる。

本規制は、統一計算料金あるいはリターントラフィックの比例配分のいずれか又は両方を事業者毎に強制的に適用させるものであり、基本的には国際登録事業者からの意義申し立てが無い限り、国際計算料金の額、リターントラフィックの配分、分収或いは精算の条件は自由に設定できることになっている。しかし、実際には、外国側で国際計算料金政策が採用されているため、オフピーク料金を設定したり、既存の国際計算料金の水準から僅かに離れる程度の変更しか行われていず、リターントラフィックの比例配分は存続しているとのことである。

商務省は、国際サービスに対する規制が必ずしも「軽い規制」とは言えないものであることについて、「外国の独占事業者は規制できないため」としている。

(注2)

米国のCTS社(WorldxChange社)は、昨年7月にニュージーランドとの間の国際単純再販に係る214条認可のための申請をFCCに対して行っているが、FCCは結論を出してはいない。



『ニュージーランドの壮大な実験』 (後編)

4) 強制的変更に関連する事項

上記C) のb) (規則第7条第1項のb)) における「ほぼ同率」とは、具体的には以下の範囲を想定している。(補助資料)

- a) サービスの提供開始から2年間は、6ヶ月間のトラフィックに基づき算定し、当該事業者の全事業者による発信に占める率から5%以内の範囲
- b) サービスの提供開始から2年後以降は2%以内の範囲

5) 協定変更の可能性に係る外国側事業者への通知

登録国際事業者は、上記(2)の3)のB) の条件を商務省より課されることにより、運用協定等の内容を変更する必要があることを外国側事業者に対して明らかにしておく必要がある。(補助資料)

6) 手続き

協定の強制的変更の検討は、基本的には他の登録国際事業者の請願により開始することを想定している(規則では商務大臣の判断でも検討が開始され得ると規定されている)。請願を受けた場合、全ての登録された事業者への請願の公示及び2週間のコメント期間を経て、請願受付から1ヶ月以内に結論を出し、全ての登録された事業者にこれを通知する。(補助資料)

3 市場は失敗した

ニュージーランドにおける電気通信産業の競争導入は、TCNZの独占を廃した1989年4月から始まるが、その後の1年間、競争事業者が現れる動きが見られなかったことからTCNZに財務情報等の開示を義務づける電気通信規則(情報公開)を制定し、1990年8月にクリア社がようやく発足した。クリア社は、1991年1月に専用回線サービスの提供を開始し、TCNZとの間の相互接続協定の締結後の同年5月及び12月に長距離及び国際電話サービスの提供を開始している。

しかし、ローカル電話サービスの相互接続については合意に至らなかったことから、上記の相互接続協定には含まれず交渉は継続され、両者の対立は激化する方向に動き、ついにクリア社によって法廷にもちこまれた。

クリア社がニュージーランドの高等裁判所(High Court)に本件を提訴した1991年以降、上訴裁判所(Court of Appeal)、英国の枢密院(Privy Council)と裁判は続き、枢密院の判決が出された1994年10月までに3年半を要した。しかし、この判決の後も両者の交渉は継続され、ローカル電話サービスの相互接続に関する最終的な協定は、本稿が発行される頃、枢密院の判決から1年半、そして交渉開始(1990年)から5年半を経てようやく締結に至る見込みである。その内容は、判決に従う形を採っているが、決して実質的な競争促進或いは市場の効率化を促すとは言えそうにないものとなる様子である。

以下では、両者の主張を経緯を踏まえて説明し、これらに対する裁判所の検討と判決及びその後の経緯を概観する。最後にニュージーランドの経験が指摘する問題点と規制の在り方に対する示唆を検証する。

3-1 両者の主張(交渉経緯)

クリア社の提訴内容は、TCNZによる以下の事項に係る行為が「支配的な地位の濫用」に該当するというものであった。

- (1) 相互接続料の算定/精算方式
- (2) 特番(番号計画)
- (3) 電話帳等における取扱い



(4) 意図的な交渉遅延

(5) クリア社による再販での暫定的なサービス提供の拒否

相互接続料の算定 / 精算方式は、本件の論点の中心であり、上訴裁判所及び英国枢密院ではこの点が主に検討された。

尚、多様な接続ポイントとポイント毎の相互接続料金の設定（アンバンドル化）及び番号ポータビリティについては、両者間の交渉において顕在化しておらず、法廷でも検討対象とはされていない。

以下に上記の事項に関する両者の主張を、経緯を踏まえて記す。

(1) 相互接続料の算定 / 精算方式

1) クリア社の主張

1991年3月のクリア社の主張は、いわゆるビル・アンド・キープ方式^(注3)であり、TCNZに受け入れられない場合の代替案として、国際計算料金システムに類似する方式（トラフィックの発着差×相互接続料単価）も提案していた。

2) TCNZの主張

TCNZは、高等裁判所における審理途中で、相互接続料に係る主張内容を変更している。

A) 1992年6月までの主張

a) 当初の主張

TCNZは、当初クリア社を「終端にPBXを接続する1顧客」と捉えていた。

クリア網 TCNZ網通信

クリア社のネットワーク（クリア網）からTCNZのネットワーク（TCNZ網）への通信について、TCNZはクリアに通常のタリフ料金を請求する。

TCNZ網 クリア網通信

TCNZはユーザに対しTCNZ網内通信と同様に通常のタリフ料金を請求。クリア社はTCNZに対し相互接続料等を請求しない。仮に、クリア社がTCNZに何らかの請求を行う場合は、これを通常のタリフ料金に上乗せする。

b) 1991年の方針変更通知

TCNZは、1991年4月に、通常のタリフ料金に上乗せする「アクセス料金」の導入の検討を開始する旨を明らかにし^(注4)、同時に、相互接続料金にユニバーサルサービスの維持に係る内部相互補助の負担を含ませること等について、米国の専門家等の見解を求めた。

B) TCNZの最終的な（1992年6月以降の）主張

高等裁判所における審理が進行する最中に、TCNZはその主張を、経済学者のBaumol教授及びWillig教授により構築された理論（以下「B-Wルール」）に基づき以下のとおりに変更し、最終的な主張とした。

アクセス料として、TCNZの月額基本料に係る下図の「相互接続料金」に該当する額を、クリア社の加入者線毎にクリア社に請求する。

相互接続に係る通信料として、通常のタリフベースの通信料に係る下図の「相互接続料金」に該当する額を、クリア網 TCNZ網通信においてクリア社に請求する。逆にTCNZ網 クリア網通信については、TCNZは上図の「相互接続料金」に該当する額の収入を手元に残すことができる。

この相互接続料金に関するTCNZの最終的な主張、すなわちB-Wルールの妥当性のみが、上訴裁判所及び英国枢密院における審理の対象となっている。

尚、裁判所における相互接続料金のコスト構造の妥当性の検討に、経済理論の後ろ盾を用意

(注3)

相互接続を必要とする（両者のネットワークにまたがる）通信を相互に自由に疎通し合い、これに係る相互接続料等の精算は一切行わないというもので、競争導入初期における極めて競争促進的な形態。現在、米国カリフォルニア州のローカルサービス市場における相互接続料に対して採用されている。

(注4)

TCNZの電話サービス料金は、月額基本料（固定部分）と通信料（従量部分）からなり、「アクセス料金」は、前者に係るTCNZの取り分を指している。尚、後者については、通常のタリフ料金のままでTCNZの取り分という考え方は見られないが、後述するB-Wルールの適用によりこれが整理される。

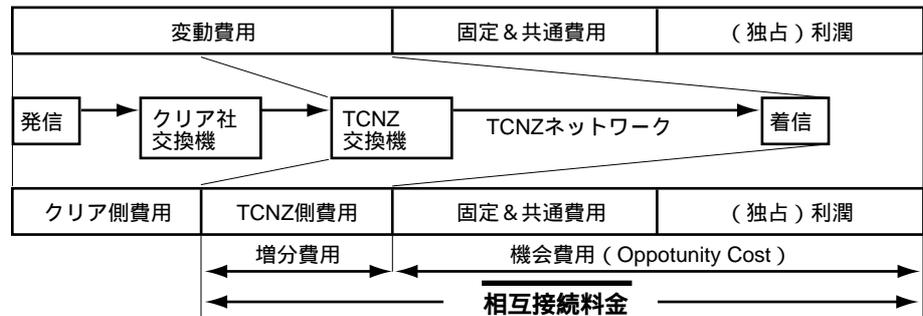


『ニュージール
ンドの壮大な実験』
(後編)

本件におけるB-Wルールの骨子

ローカルサービスの相互接続のように、自社の顧客であると同時に競合事業者でもある相手に対して自社サービスの一部を提供する場合の料金は、残余の部分を相手事業者が提供することでバイパスされる部分に係る費用を通常のタリフ料金から差し引いた額に設定する。これは、間接部門等に係る固定費用の他に、販売元が独占事業者である場合は、非効率やユニバーサルサービスのための内部相互補助に基づく所謂「独占利潤」をも含むこととなる。

通常のタリフ料金



このルールを採用する場合、即座の競争の効果は見込まれないが、上図中の「クリア側費用」の部分において可能である競争が、長期的に「独占利潤」をも消滅させることが理論的に想定されている。

するこの変更は、判決のみならずその後の交渉におけるTCNZの有利な立場を確保することをも成功させている。

(2) 特番 (アクセスコード) 及び番号体系

クリア社は、電話番号に関する公平な取扱いを求め、TCNZ網 クリア網通信の場合の特番の不要化及びNNP (National Numbering Plan) に基づく7桁番号の獲得を主張。TCNZは、相互接続料金へのB-Wルールの適用と前後して、「料金が異なることを顧客に認識可能とすべき」との理由から、それまで不要としていた特番を課すと主張。裁判所の検討においても、特番の要否は料金が異なることの妥当性に連動すると位置づけられた。

尚、パロット^(注5)や番号ポータビリティについては、検討がB-Wルールを巡って複雑化したため「議論に至らなかった」(クリア社)とのことである。

(3) 電話帳等における取扱い

TCNZは、TCNZ網 クリア網通信には特番を設定すべきとしていたため、電話帳等におけるクリア社の顧客の電話番号は特番も併せて記すことを主張した。クリア社はこれをTCNZの支配的地位の濫用の1つと指摘したが、TCNZは掲載すること自体は拒否しておらず、特番の問題に連動するものとして法廷では議論されなかった。

(4) 意図的な交渉の長期化

クリア社は、1991年3月の同社の提案に対するTCNZの回答が、同年8月まで5ヶ月間も意図的に遅延されたとして、これを支配的地位の濫用であると訴えた。TCNZは、この期間に米国の専門家等に問い合わせを行っている他、TCNZのクリア社に対する基本的な姿勢の変更(顧客から事業者へ)であるため、社内の意思決定に十分な期間が必要であったと説明した。

(注5)
郵便或いは電話により行われるキャリアの事前選択。米国等における事前登録制 (Presubscription) の導入に際して行われた。



(5) クリア社の再販による暫定的なサービス提供の拒否

クリア社は、1990年12月（2社間に何らの協定も締結される前）に、所謂ダイヤル・イン機能を伴うローカルサービスの契約を司法省から受注した。しかし、相互接続交渉が難航し同契約の提供開始予定日に間に合わない可能性が高まったため、クリア社は、暫定措置として、ほぼ同様の機能を有するTCNZのDDIサービス（ダイヤル・イン機能）を司法省向けに再販したい旨を1991年6月に提案した。これに対しTCNZは、同年8月に同提案を「実現不可能」として拒否している。当初TCNZは、論理番号と物理番号（回線）の比率に問題があるとしたが、後に法廷で、同サービスの再販が、特番、7桁番号及び電話番号帳記載に関するクリア社の要望を実現する機会を与えてしまうことを危惧したためと証言した。

3-2 裁判所における検討及び判決

クリア社により提訴されたケースは、TCNZのクリア社に対する様々な行為が、ローカル通信サービス市場における支配的な地位の濫用による反競争的行為に該当するか（TCNZの行為が通商法第36条に違反するか）を明らかにするものであった。

ニュージーランドの通商法（1986年）第36条
第2部（制限される取引行為（市場での支配的地位の濫用））

- (1) 市場において支配的な地位を有するいかなる人も、以下の目的でその地位を利用してはならない。
- (a) 当該市場またはその他の市場への他の人の参入を制限する。
 - (b) 当該市場またはその他の市場における、他の人の競争的な行為を防ぐ或いは妨げる。
 - (c) 当該市場またはその他の市場から他の人を撤退させる。
- (2) （省略）

尚、本稿は、判決そのものを分析することが目的ではなく、判決が示唆する裁判所の限界及び規制の在り方を明らかにすることが目的であることから、裁判所における検討及び判決については概要を記すに留める。

3-2-1 高等裁判所

高等裁判所では、前述した様々な点が審理の対象とされたが、裁判所の検討の多くは、審理の最中に変更されたTCNZの相互接続料金に係る主張（B-Wルール）に関して行われた。

1992年12月22日に出された高等裁判所の判決は、主張を変更する迄のTCNZの様々な行為は、交渉長期化を除き違法（通商法第36条違反）とし、B-Wルールに基づく相互接続料金の設定は合法とした。概要は以下のとおり。

1. B-Wルールに基づく相互接続料金 - - - 合法

B-Wルールの最大の問題は、相互接続料金にTCNZの非効率等（所謂独占利潤）が含まれることである。この点につき高等裁判所は、「クリア社はTCNZの非効率により生じるコストを負担すべきではない」としているが、B-Wルールは判決において合法とされている。この矛盾に対する高等裁判所の説明は以下のとおり。

裁判所はTCNZの非効率の存在を把握する能力を有さない（把握のためには規制機関が必要）

非効率（存在したとする場合）が競争を阻害するほどの水準かは、その水準及び阻害効果



『ニュージーランドの壮大な実験』
(後編)

が非効率の存在と同様に確認不可能。

B-Wルールは即座にはTCNZの独占利潤を排除しないが、クリア社が自前の回線で提供する区間（加入者線部分）における競争により長期的に競争価格を実現可能。

クリア社が、接続に固有の費用、増分費用又はユニバーサルサービスの費用（補助金）を負担しない場合、逆にクリア社の非効率を温存する。

従って、裁判所が判断可能な範囲における、その他の方法との比較より、B-Wルールは、長期的ではあるが非効率を解消する機能を有している点で「より望ましい」ものであり、このため、TCNZは支配的地位を濫用している（通商法第36条違反）とは言えない。

1. B-Wルール以前のTCNZの相互接続料金に係る主張 - - - 違法

B-Wルールを主張する以前のTCNZの相互接続料金に係る主張は、相互接続により疎通される通信ではクリア社が加入者回線部分を提供しているにも拘わらず、クリア社を事業者としてではなく1顧客として捉え、非対称的な条件を提示したことから通商法第36条に違反する。

2. 特番（アクセスコード）及びNNP以外の電話番号の設定 - - - 違法

TCNZ網内通信とTCNZ網 クリア網通信の料金が異なる場合は、後者に特番が合理的に課され得るが、B-Wルールの検討より両通信は同額となることからこれは通商法第36条に違反する。クリア社は、NNPにおいてTCNZと同等の権利を有する。（番号の桁数は7桁となる。）

3. 電話帳等への記載 - - - 違法

特番設定が違法とされたため、クリア社の顧客の電話番号に特番を併せて記すことについても、自動的に違法となった。

4. 交渉長期化 - - - 合法

相互接続料のルールがない状態で両社が共に利益最大化を図ったことが、結果的に交渉を長期化させたのであり、単に時間稼ぎを目的とした交渉遅延行為とは言えない。（多少の譲歩では合意に至らない状況であった。）

このため、上記1'～3は違法ではあるものの、これらによるクリア社側の逸失利益の補償は認められない。

5. クリア社の再販による暫定的なサービス提供の拒否 - - - 違法

クリア社がTCNZに要求した論理番号の数は、実際に使用する番号の数とは大きく異り、物理回線数との比率の問題は無かった。TCNZの再販拒否は、特番等の条件においてクリア社がTCNZと同等の権利を獲得する突破口となることを恐れたTCNZの参入阻止行為であり、通商法第36条に違反する。クリア社は、これに係る逸失利益の補償が認められる。

3-2-2 上訴裁判所

高等裁判所により、相互接続交渉におけるTCNZの行為の多くは違法とされたが、競争上最も重要な要素である相互接続料金について、B-Wルールが合法とされたため、同判決はクリア社に不利なものであったと言える。

クリア社は同判決中、B-Wルールと交渉遅延の合法判決及び交渉長期化の逸失利益が認められないことにつき上訴裁判所（Court of Appeal）に上訴し、TCNZは高裁の違法判決について反対上訴を行った。



1993年12月17日の上訴裁判所の判決では、B-Wルール及びTCNZの交渉遅延行為を違法としたが、逸失利益については高裁と同様に認めなかった。又、TCNZの対抗上訴は全て却下された。概要は以下のとおり。

1. B-Wルールに基づく相互接続料金 - - - 違法

B-Wルールは、クリア社と競合する加入者線部分以外の部分におけるTCNZの独占利潤を相互接続料金に含ませることが可能なモデルであるが、独占利潤は相互接続料金を参入阻止価格とする可能性を有していること及びTCNZがこの独占利潤に含ませることができるのはTCNZが支配的地位を有しているためであることから、TCNZによるB-Wルールに基づく相互接続料金の提案は通商法第36条に違反する。

2. 交渉長期化 - - - 違法

TCNZの交渉に係る記録において、通商法違反を注意深く回避する意図が読み取れる。このため、1987年より競争が導入されること及び相互接続が論点となることを認識していたにも拘わらず、1991年に初めてユニバーサルサービス維持の負担を要求し、その後B-Wルールを適用することで、独占利潤をも含む料金を提案した背景に、これらのコスト要素がクリア社の参入の障壁となるとの認識があったと考えられる。TCNZには、クリア社に不利な条件が確保されない限り合意する意志がなかったことは、クリア社の再販による暫定提供の拒否行為により例証される。

3. 交渉長期化によるクリア社の逸失利益 - - - 認められない

仮にTCNZが、合法的な相互接続料金を提案した場合に、クリア社がこれに合意したと推測できれば、交渉長期化の逸失利益に対する補償は認められるべき。

相互接続料金に独占利潤が含まれるのは違法であるが、ユニバーサルサービスに係る負担は、ユニバーサルサービスの維持がクリア社にも効用をもたらすことから、合理的な配分比率に基づく分担は合法。しかし、クリア社は、同負担はTCNZがキウイ株主（政府）により義務付けられているものでありその分担義務はないと主張していることから、合法的な提案であっても合意には至らなかったと考えられ、クリア社に逸失利益が生じたとは言えない。

3-2-3 英国枢密院

交渉遅延の逸失利益を除き全ての点で違法とされたTCNZは、ニュージーランドの最高司法機関である英国ロンドンの枢密院（Privy Council）に、B-Wルールに基づく相互接続料金及びクリア社の再販による暫定的なサービス提供の拒否に対する違法判決について上訴した。クリア社は、交渉長期化の逸失利益の補償について反対上訴を行った。

1994年10月19日の枢密院の判決で、B-Wルールは再度合法とされた。尚、TCNZによるクリア社の再販による暫定的なサービス提供の拒否及びクリア社の上訴については、高裁及び上訴裁とも同じ結論に至っているとして却下した。

概要は以下のとおり。

高等裁判所は、少なくとも加入者線部分では競争が可能であり、長期的には独占利潤が排除されることから、当面の間は相互接続料金に独占利潤が含まれることを通商法第36条違反とはしなかった。一方、上訴裁判所は、独占利潤は参入阻止効果を有し得るとの理由から同条に違反するとした。

通商法は、第2部（制限される取引行為）で公正競争条件の確保を規定し（第36条もここに属する）、第4部（価格統制）^(注6)で独占価格等の統制を規定している。この通商法の構造とB-

（注6）

通商法第4部第53条では、商務大臣が独占価格等に対する規制権限を有する旨が規定されている。



KDD RESEARCH

March 1996 13

『ニュージーランドの壮大な実験』 (後編)

(注7)

ニュージーランドの商務委員会は、我が国の公正取引委員会に該当する商務省からは独立した政府機関。同委員会の報告は、原則として勧告として扱われ、通商法第53条に基づく商務大臣からの調査要請の場合であっても直接の規則制定等を導くものではない。

Wルールに対する高裁及び上訴裁の評価は次のとおりに対応する。

高裁の「長期的には公正競争が確保される」という判断 第2部第36条

上訴裁の「独占利潤は即座に排除されるべき」という判断 第4部第53条

第53条は、商務大臣の判断による市場への介入の権限を規定するものであることから、本件にこれを適用するか或いは第36条違反でないことで良しとするかは政府の問題であり、裁判所はこれを考慮するべきではない。

また、確かにTCNZに支配的地位の濫用の意図はあったが、その結果としてのB-Wルールに基づく料金の提案という行為は、同ルールの適用が第36条の違反行為ではないことから「支配的地位の濫用」とは言えない。

3-2-4 商務委員会の調査結果

1991年11月より、商務委員会(Commerce Commission)^(注7)が電気通信分野における競争の進展が不十分との懸念に基づき調査を開始した。翌1992年6月の報告において、事業者間取引(主に相互接続条件関連)に係る規制の不備のためローカルサービス分野は競争が十分進展していないという結論を含む報告を発出した。また、この過程で申し立てられた、エンドユーザに対する提供条件におけるTCNZの反競争的行為の可能性について、追加調査の上1993年9月に反競争的とする証拠は不十分とした。

(1) 競争状況に係る調査報告

調査過程において、多くの事業者が指摘し、報告においても大きな部分を占めている相互接続問題(相互接続料金、番号計画・特番、ユニバーサルサービスの維持義務等)を中心に検討を行い、以下のとおりに結論付けている。

- a) ローカル電話サービス、ダイヤルイン機能サービス、電話番号帳サービス、トールフリーサービス等は競争が依然として進展していない。これら以外の分野(付加価値通信サービス、宅内機器等及びその他の基本サービスの分野)は競争が実現しているか、進展途中である
- b) 電気通信規則(情報公開/1990年)は競争阻害要因を防止できていない。より詳細且つ焦点を絞ったデータの公開を義務づけるべき。
- c) 法廷での解決は時間を要し、また司法部門に産業政策(ビジネス)の判断を委ねていない以上、一般的な規定である通商法第36条では競争を促すことはできない。有益な判例は確立できるが、紛争を解決させる能力は示されていない。
- d) 本来あるべき規制機関が不在なため、競争促進のための重要な要素を有するTCNZが事実上の規制機関となっている。

(2) エンドユーザに対する提供条件に係る調査報告

上記の調査において申し立てられた事項は、長距離通信サービスとローカルサービスの抱き合わせ販売及びビジネスユーザ向け長距離サービスにおける不当な割引行為である。商務委員会は、市場の実態を示すデータの収集に困難があったことを指摘しつつ、以下のとおりに結論付けた。

- a) 申し立てられた行為が競争を阻害しているという証拠は不十分で、むしろ一部の証拠は競争促進的であることを示している。
- b) クリア社は着実に長距離サービスのマーケットシェアを伸ばしている。
- c) より詳細な調査のコストは委員会に莫大なものとなる一方、訴追手続きに持ち込める可能性は低いと考えられる。
- d) TCNZの反競争的行為を示すより詳細な情報が明らかになった場合、追加調査を行い得る。



3-2-5 その後の経緯

法廷での結論が確定した後、クリア社は再販によるサービスの提供を開始し、両社は交渉を再開したが、度重なる政府の勧告にも拘わらず、正式な協定の締結は、本稿が発行される頃 - - 英国枢密院の判決からおよそ1年半が経過する頃、ようやく行われる運びとなった模様である。

以下に、この1年半の動きを概観する。

(1) ルール制定勧告

1995年6月、商務大臣は電気通信分野における相互接続に係る規制の見直しを行うことを発表した。これは、両社の交渉がその後も難航したことから、英国枢密院の判決の示唆を考慮したもので、ディスカッション・ペーパーを発出し、コメント等を受け付けた後、同年末までに規制の在り方を確定するとされた。

(2) ディスカッション・ペーパー

1995年8月に、商務省は、"Regulation of Access to Vertically-Integrated Natural Monopolies"と題したディスカッション・ペーパーを発出した。これは、TCNZとクリア社の問題をベースとして、自然独占傾向を有する電気、ガス等の分野に対する一般的な相互接続規制の在り方を模索することを目的としている。このペーパーに記されている問題意識（以下）は、政府の相互接続に係る規制に対する当時の姿勢を示している。尚、本ペーパーを受けた商務省の方針変更等は、現在のところ明らかにされていない。

（ディスカッション・ペーパーより要旨抜粋）

電気通信分野における過去数年の経験は、現行の規制環境が失敗したという決定的な証拠こそ残していないものの、幾つかの疑問を提起している。

1. 現行規制の問題

- 現在の規制環境には不明確な部分が多い（ルールが必要か？）
- 独占事業者がこの不明確な部分を食物にする（規制機関が必要か？）

2. B-Wルールの問題

B-Wルールは、確かに新規参入者の非効率を防ぎつつ競争を長期的に実現する（高等裁判所の判決参照）が、通常の競争状態であればいかなる事業者の非効率も排除できる。このためB-Wルールは適切ではない可能性がある。

3. ユニバーサルサービス維持に係る補助金

ユニバーサルサービスの扱いが不明確（補助金及び内部相互補助の問題）なためにTCNZとクリア社の交渉を複雑化させている。

(3) ボルジャー首相の勧告

上記のディスカッション・ペーパーが発出されたと同時に、ボルジャー首相はTCNZ及びクリア社のCEOとそれぞれ会合を持ち、2ヶ月以内に協定締結に至らない場合は、制定以来初めてとなる通商法第4部に基づく価格統制或いはその他の形の行政介入を行う意向を伝えた。

(4) 基本合意

首相勧告の翌月の1995年9月、TCNZとクリア社は、ローカルサービスの相互接続協定に係る基本合意書に署名した旨を発表した^(注8)。主な合意事項及びその概要は以下のとおり。尚、詳細は継続協議とされた。

(注8)

本合意書は法的拘束力を有している。



KDD RESEARCH

March 1996 15

『ニュージーランドの壮大な実験』 (後編)

a) 相互接続料金

基本的にB-Wルールに基づき、固定費用及び共通費用の他、ユニバーサルサービス維持の負担も分担する。クリア社に極めて不利な条件となっている(3-3-2.参照)

b) 電話番号計画

NZTNAGにおいて合意されたとおり、特番不要、市内局番9XXをクリア社に配分。現在検討中の番号ポータビリティに対応可能とする。

c) 電話番号帳

クリア社のユーザの電話番号は無料で電話番号帳に掲載され、クリア社の広告を有料に掲載することも可能。番号案内でも同等に扱われる。

d) 発効期日

1996年1月1日

(5) 最終合意

当初は1995年9月28日に予定されていたが、2回の延期の後、本年(1996年)3月中旬に正式協定に署名される予定。(署名前で未公開なため詳細は不明)

3-3 「壮大な実験」が示唆するもの

市場の監視人である商務省により発出された先のディスカッション・ペーパーにある「現行の規制環境が失敗したという決定的な証拠こそ残していないものの」という表現は、ニュージーランドの電気通信分野において市場は実質的に「失敗した」と商務省が認識していることを暗に示していると考えられる。

3-3-1 規制の構造に関する示唆

ニュージーランドにおける電気通信分野の規制(「軽い規制」)は、市場メカニズムを信頼し、独占という市場の失敗を通商法(反トラスト規定)のみで防ぐというもので、過去に例のない構造となっているが、このことにつき高等裁判所の判決文(結論)の前文に次の一節が記されている。

「我々は、同様の法的環境、すなわち自由市場モデルが競争のために試験的に利用され、裁判所の行為が唯一の規制となっている法制度を知らない。規制の観点からはこれは「軽い規制」と呼ばれている! どの国でも、特に米国、英国及び豪州でも、政府の介入や規制権限は存在している。」

上訴裁判所及び枢密院の判決においても、競争の促進及び紛争の解決に対する司法の限界を記す(嘆く)記述があり、これは、競争政策における司法の限界或いは無力を示すもので、この規制構造が「市場への信頼」に基づく壮大な実験であったものの「市場の失敗」に終わったことを示唆していると言えよう。

ニュージーランドのケースが規制構造に関して示唆している事項は、以下の2点である。

- (1) 裁判所は、通商法の反トラスト規定に基づく独占防止機能を有するが、自然独占傾向の強い電気通信等の産業に対する競争促進機能は有さず、参入者不在の競争、すなわち自然独占の存続を結果的に容認し得る。
- (2) 裁判所は、提訴された過去の行為に関する違法/合法の判断を行うが、問題を根本的に解決するガイドライン(ルール)の提示及びその強制能力を有さず、判決後も紛争が継続することを排除できない。

以下に、この2点につき、裁判所の判決文における記述等から具体的に説明する。

(1) 独占の防止と競争の促進(消極策と積極策)



高裁判決の判例に、「積極的責務と消極的責務が存在し、いわゆる反トラスト法は（略）一般的には後者のみを課するものと理解されている」という一節が引用されている。高裁、上訴裁及び枢密院とも、B-Wルールがクリア社に対する実質的な参入阻止価格となる可能性を指摘しているにも拘わらず、最終的に違法としなかった理由がこの引用文に現れている。これは、規模の経済及びネットワークの外部性に起因する参入リスクが高い電気通信分野（特にローカル部分）では、独占防止的規制構造の下で自然独占が維持される可能性が他産業に比べて高く、より積極的な競争促進策が必要だが、通商法（反トラスト規定）は競争促進機能を有していないことを弁明しているとも言える。商務委員会も、同様の懸念を報告において指摘している。

ローカル通信分野に望ましい規制構造が「政府による規制」であることは、枢密院の、独占利潤の消滅を長期的に行う（消極策）か即座に行うか（積極策／競争促進策）は「政府が判断すべき事項」とする判決等においても示唆されている。

（2）行為の判断と紛争の解決（事後行為の評価と将来の行為の強制）

上訴裁判所は、「当裁判所は交渉を監督したり相互接続条件を確定する権限を明らかに有さない」としつつ、新たな相互接続料金の算定方法をアドバイスしており、「最終的に合意に至らない場合は、政府による仲裁又は直接規制が必要となろう」と記して判決文を締めくくっている。また、枢密院も、「この判決はTCNZの行為を判断するのみであり、クリア社の行為の審理はもちろんのこと相互接続条件の確定などはできない」と記している。そして、枢密院の判決後も、政府の勧告等にも拘わらず、交渉が1年半も継続してしまっている。裁判所は、提訴された事項に係る審理及び判断を行うが、論点が多岐にわたる相互接続交渉等において、根本的な問題解決は行えない。商務委員会の調査報告にあるように、ガイドラインの不在によりTCNZとクリア社の主張が両極端に分かれて平行線を辿ったとしても、裁判所には、合意内容を示し、これを強制するという紛争解決能力は無いのである。これは同時に、合意した相互接続料金が本当にB-Wルールに基づくものかのチェック機能を有していないことをも意味している。

米国・英国等では、これを見越して、産業に固有の規則及びこれを扱う規制機関が設けられているのである。

3-3-2 規制の内容（ルール）に対する示唆

ニュージーランドにおける壮大な実験が結果した市場の失敗とは、競争促進的でなかったために既存の独占的事業者が有利な環境を現出したことであり、このケースが規制の具体的な内容に対して示唆する事項は以下のとおりである。

- （1）規模の経済等に基づく自然独占の存続を回避するための、新規参入リスクの緩和策を採用しなかった（参入リスクを放置した）
- （2）特に、本来競争導入により排除されるべき独占的事業者における独占利潤を、相互接続料金の中にも温存することを可能とした。
- （3）独占的事業者が、自然独占の延命或いは参入阻止のために交渉を長期化させることを可能とした。

これらの防止策が規制の内容（ルール）策定への示唆であり、以下に説明する。

（1）参入リスクの放置（競争促進的ではない）

特にローカル通信分野における参入リスクは高く、その主要因は巨額の固定費とネットワーク規模の非価格競争力（外部性）である。後者は相互接続により解決されるが、前者は、それだけでなく相互接続料金の水準が問題となる。この点について、米国・英国等では、前述のビル・アンド・キープ方式、増分コスト方式や、ユニバーサルサービスに係る補助金の分担又は相互接続固有コストの免除等の措置（非対称規制）が検討或いは実施されている。



『ニュージージーランドの壮大な実験』 (後編)

(注9)

一定の市場シェアを獲得するまではADCの支払を免除するというもの。これまでのところ、マーキュリー以外支払実績は無い。

(注10)

ユニバーサルサービスの分担(1.0c/分)を含む相互接続料金(3.0c/分)は、TCNZのビジネス向けサービスの通信料(従量部分)に最大の割引率(25%)を適用した料金(2.7c/分)を上回る。

増分コスト方式は、相互接続により発生する将来増分費用予測に基づき相互接続料金を算定する方式で、ユニバーサルサービスの補助金の分担等の他、固定費(共通部門費用を含む)を含まないことにより、規模の経済に起因する参入リスクを除去する方式である。現在のところ実例は無いが、米国において導入が検討されている。

ユニバーサルサービスの補助金の分担の免除は、固定費率が高いローカル通信サービスへの補助金までも負担させることが、参入意欲はもちろん参入後の新規事業者の効率的な投資や事業展開を妨げ、競争の効果を低減することから、その防止を目的としている。英国における Access Deficit Charge (ADC) の負担義務の条件^(注9)がこれに当たる。この方式は、公平性の観点(応能原則)からも根拠付けられ得るが、法廷では、応益原則に基づきクリア社が分担することは反競争的ではないとの判断に留まっており(積極的に認めているわけではなく、可能な選択肢の1つとの位置づけ) 同社による負担の是非は政府の範疇とされた。

又、事前登録(優先接続)機能等、相互接続に固有の設備対応コストの免除は、競争促進に必要な相互接続において、それに直接付随するコストという参入阻害要因を排除することを目的としている。これは、独占的事業者による、既存設備の互換性等を口実とする高額な相互接続料金及び接続点に関する不当条件の強要の防止策にもなり得る。

B-Wルールは、通常のタリフ料金と同額とする或いはこれにサーチャージを上乗せする方式に比べれば負担は軽いが、競争促進の観点からは、相互接続料金がタリフ料金を下回るのは当然であることから、上記の方式や措置と比べて極めて参入リスクが高い方式と言える。実際、TCNZとクリア社の最終的な合意料金は、逆鞘^(注10)が生じ得、参入インセンティブを有さないものとなっており、明らかに「市場は失敗」していると言える。

又、B-Wルールでは、クリア社が自前の回線を設定する区間でのみ競争が実現されることから、クリア社は自前のネットワークを拡大してTCNZの区間を短縮することで競争区間を拡げ、競争力の向上を図ることとなる。しかし、合意内容は、相互接続地点がある程度制限され、また接続地点に拘わらず相互接続料金は一定である(アンバンドル化されていない)ため、この競争力向上策は採れず、不十分な効率化競争やクリア社の設備投資意欲の低下によるTCNZへの依存度の高留りが、交渉における力関係のアンバランスを持続し、競争の進展を阻害する他、当然、新規参入意欲を削ぐものでもある。

(2) 独占利潤の温存(一番の元凶)

法廷において、ユニバーサルサービスに係る補助金及び非効率によるコストからなる独占利潤を認める条件として、参入阻止的な水準とならないことが挙げられたが、その水準が企業会計の複雑さから規制機関でない限り確定不可能であり、結局「問題があるとは言えない」とされた。これは、独占利潤に限らず相互接続料金のコスト要素全てについて、算出根拠の適正が確認できないこと、特に、独占的事業者が危うい立場にあることを主張できるユニバーサルサービスの維持義務に係る補助金の過大申告等の可能性があるにも拘わらず、そのチェック機能を有さず、競争阻害行為を排除できないことを意味している。実際に、TCNZとクリア社の間の相互接続料金は、規制のチェックを一切受けない2社間の交渉の結果、相互接続料金の3分の1がユニバーサルサービスに係る補助金の分担とされ、逆鞘が生じ得る額で(政府の規制勧告を避けるかのように)合意されており、協定に基づき少なくとも5年間はこれが維持される。

先のディスカッション・ペーパーには、「競争下では独占利潤は必ず排除されることを考慮すると、B-Wルールは相互接続料金の算定には不適切な方式とも考えられる」とあり、独占利潤の存在に対する商務省の根本的な疑問及び算定方式に関する新たな規則を制定する可能性が示されている。企業会計に対する監視の強化は規制コストの増加や非効率をもたらすが、商務委員会が報告で指摘したとおり、電気通信規則(情報公開)の義務を、より詳細且つ焦点を絞ったものとする(ユニバーサルサービスの補助金額を含む内部相互補助の実態を明らかにする)或いは相互接続料金にプライス・キャップ規制を課す等の対応が必要である。



尚、ユニバーサルサービスに係る補助金の集め方については、その他の方法の検討もなく、TCNZがB-Wルールを持ち出して相互接続料金に含ませることを提案し、そのままこれが採用されるに至っている。商務省では、ユニバーサルサービスの提供義務をTCNZのみに課すことの是非はまだ議論されていないとのことだが、将来的にクリア社への同義務の賦課も考えられ、これと同時に補助金の収集及び配分方法も見直しが必要になることが予想される。

(3) 交渉遅延（紛争解決能力の欠如）

クリア社は、競争促進的なガイドライン（ルール）及びそれを強制する規制機関の不在を承知の上でフルサービスプロバイダーを志し、相互接続交渉に望んだ。しかし、同社によるローカルサービスの提供開始に、法廷闘争を含め5年半を要したことは、その間の効率化及びサービスの多様化を妨げ利用者の効用を減少させた他、訴訟費用におよそ9億5千万円（NZ\$12mil）を要しており、明らかに「市場の失敗」と言える。

これは、TCNZが、不明確な規制環境の中で考えられる料金算定案を次々に提示することで、時間を稼ぐことが可能だったためであり、ディスカッション・ペーパーにあるとおり、規制の不明確な状況を食い物にしたと言える。又、最終的に裁判に持ち込ませるという策は、裁判が時間を要するものであり、遅延は必ず既存事業者に有利に働くことから、かつてのAT&Tも独立系事業者に合併を強要する手段の1つとしていた。

尚、判決では、クリア社はいずれにせよ合意しなかったため逸失利益は無いとされたが、これは、クリア社も不明確な規制の中で、考えられる最も有利な条件を主張していたためである。

収益及び事業展開に大きな影響を与える相互接続条件について、規制環境が不明確であれば、利害の対立は両極端の主張で平行線を辿ることとなり、これは、前述のとおり、ガイドライン（ルール）及びその強制力を有する規制機関を設けることにより対処すべきであるが、独占事業者による、様々な理由での交渉長期化の試みを防ぐためには、交渉期間に係るガイドラインも有効であり、これは、その後の新たな紛争の早期の解決にも役立つものと考えられる。

3-4 競争の戦術

競争に最も大きく影響する事項は、相互接続料金（アンバンドル化を含む）及び番号計画上の扱いである。

後者については、問題が裁判に持ち込まれた後の1992年に、事業者及びユーザの代表等からなるNZTNAG（New Zealand Telecommunications Numbering Advisory Group）を商務省が発足させ、ここでクリア社にNNPに基づく番号の付与が決定される等、競争条件の整備に成功している。このため、TCNZとクリア社の論争は、相互接続料金を巡る条件に集中することとなった。ここで、TCNZは、B-Wルールという経済理論に基づく複雑な議論を展開することで、法廷での審理を自社に有利な結論を導きだすことを結果的に可能としているが、その独占利潤を巡る「洗練された」ロジックの背後には、TCNZの主要出資者であり米国における相互接続条件を巡る論争のローカルボトルネック側の当事者であるベルアトランティックとアメリカテックの姿及び競争導入時のCEO兼社長であったDr. Troughtonが専務を努めていたBT（British Telecom）の影が見え隠れしているように思える。

TCNZとクリア社の論争は、国内サービスに関する競争戦術に関するものであるが、国際サービスにおける国際計算料金の歴史的な歪みが、ここ数年来、ITUやOECD等で重要課題として取り上げられている状況を鑑みると、「23 国際電気通信に係る規則」で記した、多国籍企業による様々な国際取引行為に関する戦術が、出資関係等を通じて世界的に行われる可能性が考えられ、これに対する新たな規制の枠組みが近い将来論じられることとなる。

そのような状況の下でも、国内の相互接続条件は重要な競争戦術のツールであるが、米国等が採用している相互主義等は、これへの対抗措置として有効であり、これにより真の「ローカル網の開放」が行われた後の競争状況は、電気通信サービスが自動車や半導体以上にポータビリティの点で優れていることから激しいものとなることが予想され、規制者は、市場メカニ



『ニュージーランドの壮大な実験』 (後編)

ズムと市場の失敗防止の柔軟且つバランス感覚に富んだ規制の適用が要求されることになる。

ニュージーランドのケースが明らかに示しているのは、規制は不十分ではいけないということである。但し、ニュージーランドは「他国とは異なる規制環境を採用しており」(商務省)我が国を含む多くの国々では、行政府の権限最大化行動による過剰規制の状態が、多少なりとも一般的であると考えられることから、ニュージーランドの規制構造は、両極端の反対側を知ること以最適点(中庸)を見いだすという意味では、よい例として参考となる。

(「ニュージーランドの壮大な実験」終わり)

<市場の原理は勝利したか>

国民党はタイミングのいいところで政権を引き継いだ。労働党の政策を踏襲するだけで、すぐさま市場経済の自己回復力が目に見える形で現れ始め、失業率は下降基調となり、逆に経済成長率は、不況感に悩む他の先進諸国を尻目に着実に上昇した。ニュージーランドはこの変革を単に経済構造だけでなく、文化や芸術或いは国民の精神における成長であり独立であると捉えている。そして、その具体的な成果が、チーム・ニュージーランドによるアメリカズカップの優勝であり、カンヌ映画祭における「ピアノレッスン」の最優秀賞受賞である。

しかし、市場メカニズムの勝利は確定したわけではない。既得権益を産むとしてロンギ前首相が切り捨てた公共投資や公的補助が、得票最大化を行動基準とする政治家に利用され始めている。現在野党に甘んじている労働党は、社会保障の新しい枠組みを次の選挙に向けて準備している。ユニバーサルサービスの補助金は強者(ガリバー事業者)に配付されるのに対し、通常の社会補償は弱者に配付される点で大きく異なるが、社会補償も補助金であることに変わりはなく、解決は困難なようである。なぜなら、クリア社を知らない人はいない程に市場の原理の善し悪しを知り尽くしてはいるもの

の、急激な規制緩和が始まって以来まだ10年しか経っておらず、それ以前の福祉により手厚く保護された社会を知っている国民が多いこと及びこの10年で味わった市場の厳しさの経験が社会保障に肯定的な感情を植えつけている可能性があるからである。電気通信サービス分野に限らず、政府は所得の再分配における公平性基準を毅然とした態度で明示することが要求されている。もちろん目的は、得票最大化であってはならないはずなのだが。

大恐慌におけるミクロ経済学の限界を克服するために後にマクロ経済学と呼ばれる政策理論を打ち立てたケインズは、「経済学は自然科学ではなく、その時々の世界に適したモデルの選択技術と結び付いたモデルによって思考する科学である」と述べており、「モデル選択には用心深い観察力を用いる才能が必要」としている。政府に期待されているのは、状況の適格な把握に基づく対策であり、電気通信分野においても、競争の進展に対する深い洞察力と、競争段階に応じた柔軟な規則の改定が要求されているのである。それは、決して必要な規制を適用しないことではなく、また不要な規制を適用することでもない。

お詫びと訂正

以下の事項につき、その後の調査の結果、誤りが明らかになりましたので、お詫びするとともに、訂正いたします。

本稿(中篇)「2-2-1 独占防止策 (1) 参入規制 2) 外資規制」の、TCNZに係る外資規制の規定(本誌2月号4ページ)中、
「外資は49.9%を上限とする。」 「1の外国資本が保有できる上限は49.9%だがキウイ株を除く全てが外資に保有されることも可能。」

本稿(中篇)「2-2-1 独占防止策 (5) 内部相互補助防止策 3) 情報公開」の(本誌2月号6ページ)文中、
「TCNZは親会社・各子会社及び各部門間での会計分離が義務付けられた。」 「TCNZは地域サービス子会社間の会計分離は義務づけられたが、ローカルと長距離・国際部門の分離は義務づけられず、内部相互補助防止策としては不十分な内容であった。」



第二部

各国のテレコム情報



アメリカ

22p ~ 31p



アジア

32p ~ 44p



ヨーロッパ

45p ~ 55p



全世界

DT/FT/スプリントがグローバルワンを設立

フェニックスとして知られていたJVを設立へ。DT/FTは30億ドルを支払い、スプリント株式を既に取得。セルラー部門の分離後に合計20%まで増資。

ドイツテレコム(DT)、フランステレコム(FT)、スプリントの3社は、新JV「グローバルワン(Global One)」の設立を発表した。グローバルワンは、これまで「フェニックス」と呼ばれていたもので、本社はベルギーのブリュッセルと米国ヴァージニア州レストンに置かれる^(注1)。グローバルワンは、スプリントインターナショナル、DTとFTのJVであるアトラスなどのサービスを統合し、拡張するものとなる^(注2)。すでに50か国以上に1,200の接続ポイントと2,500人以上の従業員を擁し、初年度の売上は8億ドルを見込んでいる。

グローバルワンは、ビジネス顧客向け、コンシューマ向け、キャリア向けの3つに大別されるサービスを提供する。ビジネス顧客向けサービスとしては、VPN等の音声サービス、専用サービス(VSAT含む)、E-mailや蓄積FAXなどのアプリケーション、ネットワーク構築サービス等を、またコンシューマ向けにはプリペイドカード、コーリングカード(後払い)などを提供する。キャリア向けには中継サービスや伝送サービスを提供する^(注3)。

グローバルワンの設立と同時に、DTとFTはスプリントに2社合計で30億ドルを出資し、スプリントが新規発行する議決権付きの優先株7.5%をそれぞれ取得した。DTとFTは、本年前半に予定されるスプリントのセルラー部門分離が行われた後、さらなる出資を行い、それぞれ出資比率を10%にするとともに、普通株への転換を行う。最終的な総投資額は2社合計で35~37億ドルとなる見込み。

<出典> バリ事務所(2.1)他

COMMENT

本発表前日の1月30日、DT・FTによるスプリントへの出資に関するFCCの認可が発効、また1月29日にはスプリントの株主も同出資を承認している。一方米国司法省は、95年7月に同意審決案を発表したものの最終的な手続きを完了しておらず、また欧州委員会もDT・FTのJVアトラスを含め正式決定には行っていないが、グローバルワンは両者についても楽観的見通しを述べている。なお、BTは欧州委員会に対し、独仏で完全な自由化が行われていないことを理由に認可付与について正式に抗議する意向を表明しているが、グローバルワンはこの抗議の内容は既に議論されたもので、欧州委員会の結論に何ら影響を与えるものではないとしている。

(注1) それぞれGlobal One(Europe)、Global One(World)と呼ばれている。President CEOとして、前者にはFT出身のJean Arnould氏が、後者にはスプリントインターナショナルのChris Rooney社長が就任する。Rooney氏は3社の意志決定機関Global Venture officeのchairmanも兼務する。なお、Global One(Europe)、Global One(World)は94年6月に発表された「サービス提供会社(2社設立)と思われるが、出資比率等については不明である。

(注2) DTのDatex-P、FTのトランスパックの国内事業に関しては98年1月1日以降に統合される。

(注3) サービスの内容については、<http://www.global-one.net/>にて入手可能である。



KDD RESEARCH

グローバルワンの設立発表は、98年の自由化前に少しでも多くの顧客を囲い込みたいDT・FTにとっては待ちに待ったものと言えるだろう。特に、割引サービス導入が政府からの認可を受けられず、有効な顧客獲得手段の一つを封じられているDTにとっては朗報である。また、スプリントも、DT・FTからの出資金を、PCS免許のライセンス料(コンソーシアムSTV: Sprint Telecommunications Venture全体で21億ドル)や、これに伴う巨額の設備購入、さらには今般成立した米国通信改革法案が実現する他分野への進出に活用していくことができる。一例として、STVは2月2日に30億ドルに達するCDMAを利用したPCS用設備をAT&Tおよびノーザンテレコムから購入する契約を締結している。(細谷 毅)

アメリカ

1996年通信法、成立

通信法が約60年ぶりに大幅改正。新たな規制環境の下、早くも動き出す各事業者。

米国で昨年より審議が続けられていた通信改革法案が2月1日、上院91対5、下院414対16という圧倒的多数の賛成により上下両院を通過した。続く2月8日、クリントン大統領が法案に署名し、1996年通信法(Telecommunications Act of 1996)が正式に発効した。これにより、1934年に制定された連邦通信法は、約60年ぶりに大幅な改正が施されることとなる。84年のAT&T分割時の修正同意判決(MFJ)で温存されたベル系地域電話会社(RBOCs)の地域独占は連邦レベルで一元的に打破され、その上でMFJが禁じていたRBOCsの長距離市場及び機器製造市場への参入が条件付きで可能となる。

《今回可決された法案の主な内容》

1. 相互接続の義務づけ

地域電話会社に相互接続義務を課す。接続協定は、以下を骨子とする条件を満たした上で、各州公益事業委員会の認可を受けなければならない。また、認可された協定の公開を義務づける。

- ・ナンバー・ポータビリティの提供
- ・ダイヤル手順の公平性確保(ダイヤリング・パリティ)
- ・管路へのアクセス提供
- ・着信コストの相互支払
- ・ネットワークのアンバンドル化
- ・コロケーションの提供

2. RBOCsの営業区域内でのLATA間サービス市場参入^(注4)

条件

- ・1. の条件を満たした相互接続協定に基づき、設備ベース若しくは主に自社設備と一部再販の組み合わせにより住宅顧客及びビジネス顧客双方にサービスを提供する、競争事業者の存在
- ・14項目からなるチェックリストの遵守^(注5)

(注4)

新法は、RBOCsのLATA間参入について、それぞれの営業区域内と域外に分けて参入手続きを定めている。域外の場合、これらの条件なしに即日参入が可能とされた。

(注5)

リストの内容は、ネットワークのアンバンドリング、管路への非差別的なアクセス提供、競争事業者の顧客の電話帳への掲載など、上院を通過したプレスラー法案とほぼ同じである。



AMERICAS

(注6)

但し、相互接続に関するFCCの規則制定が法律発効後6か月以内に行われるため、RBOCsは事実上最低6か月は待たされることとなる。

(注7)

現行の通信法310条(b)項に定める外資規制には、変更が加えられなかったことになる。ただし、既に昨年FCCは、相互主義に基づく外資系キャリアの参入規則を制定している。



KDD RESEARCH

・認可取得後3年間は、分離された子会社によるサービスの提供認可手続き

・RBOCsは上述の条件を満たした上で、法律発効後直ちに^(注6)、各州毎のサービス提供を、FCCに申請可能。

・FCCは上述の条件とともに、公共の利益、便宜、必要(public interest, convenience, necessity)を判断する。

・FCCは、申請を受けたら直ちに司法省に諮問を行い、その判断に十分な重き(substantial weight)を置かなければならない。司法省は同省が適切と考える基準により判断を行う。

3. 規制の差し控え

FCCは、地域電話会社の相互接続義務、RBOCsのLATA間サービス参入条件を除く、通信法に定める全ての条項を差し控える権限を有する。

4. MFJの全面廃止

MFJの課す制限や義務に服していた企業活動は全て、本法律発効後は通信法の規制の下に置かれる。

5. 媒体融合

地域電話会社に同一営業区域内での映像サービス提供を禁じる、いわゆるCATV/電話兼営禁止条項の撤廃。地域電話会社、CATVオペレータは互いに10%までの出資が認められる。

6. その他

・1999年3月31日以降、番組サービス(ベイスック・サービスを除く)の料金規制を撤廃する。

・1事業者による、CATVシステムと地上波放送ネットワークの所有/支配を認める。

・1放送事業者の取得できる地上波放送局を、全米の視聴者の35%まで認める(現行25%)。

相互主義に基づく外資規制の適用除外に関する条項は、法案から削除された^(注7)。

《新法成立後、各社が発表、または検討中と報道された今後の戦略の概要》

1. AT&T

全米50州で地域電話市場への参入をはかると公式に発表。当初は地域電話会社(LECs)のサービスの再販によりサービス提供をはかるとし、少なくとも通常料金(エンドユーザーに実際に請求している金額)の25%の割引を求めて交渉を行うと述べた。また市内ネットワークの構築、共用のため、MCIとの合併会社設立に向けて交渉中であるとも報道されている。

2. MCI

地域電話サービスを提供する子会社MCI外口を通じて、ボストンで市内電話サービスを提供開始。3月には10都市、年内には14都市でサービスを提供の予定。

3. ベル・アトランティック/ナイネックス

ベル・アトランティックは2月13日、営業区域外のフロリダ、イリノイ、ノース・カロライナ、サウス・カロライナ、テキサスの5州で長距離サービスの提供を申請した。また、12~18か月以内には域内で提供を開始する予定であると発表している。一方、昨年末より合併に向けて交渉中と報道されていたベル・アトランティックとナイネックスであるが、2月8日付けウォール・ストリート・ジャーナル紙によると、現在互いの株式の評価を巡って交

渉が行き詰まっている模様である。なお、両者のセルラー子会社は既に合併済みであるが(ベル・アトランティック・ナインテックス・モバイル)、今般LCI Internationalの長距離サービスの再販を行うことで合意した。

4.GTE

RBOCsとは異なり、法律発効と同時に長距離参入が可能になったGTEは早速、LDDS Worldcomの長距離サービスを再販すると発表した。

5.SBC Communications

やはりセルラーサービスの加入者に、再販による長距離サービスの提供を行う意向を発表。
<出典>KDDワシントン事務所(2.2), Conference Report(95.12.22)

COMMENT

ここ数年来の懸案であった通信法の改正が、ようやく最後のハードルをクリアした。予算を巡る大統領と議会の抗争による審議の遅れもあったものの、昨年8月に下院でプライヤー法案が可決されてから、上院を通過していたプレスラー法案との一本化まで、実に約6か月を要したこととなる。大統領予備選挙期間中は、審議日程が厳しく成立が不透明な状況となるため、ここで成立に漕ぎ着けたことは大きな意味を持つ。

昨年8月の時点では、AT&Tをはじめとする長距離通信事業者(IXCs)は、法案に強硬な反対姿勢を示していた。しかし妥協の積み重ねとも言える今回の最終的な法案内容については、IXCs、ベル系地域電話会社(RBOCs)両者とも、概ね歓迎のコメントを発表し、上述の様に早くも各社が今後の戦略を発表している。

IXCs

地域電話市場への設備ベースでの参入には莫大な設備投資が必要となるため、AT&Tが発表したように当面はLECsのサービスの再販が中心となろう。その場合、AT&Tが既に再販によりサービスを提供しているロチェスターの例に見られるように、成功の鍵を握るのは卸値(wholesale rate)の水準であり、LECsとの交渉が注目される。

RBOCs

新通信法では、RBOCsの長距離参入に関してサービス提供区域内と域外に分けており、市内ネットワークの開放や競争事業者の存在等の条件が課されている域内に比べ、域外の場合には条件なしで即日参入が可能である。しかしながら、RBOCsが、全国的に確立したブランドを持つ長距離事業者に対抗し得る知名度を保有しているのは当然域内であり、また既存の地域電話サービスとのワン・ストップ・ショッピングが提供できるのも、域内である。一方、RBOCsの長距離参入に課された諸条件は、ベル系セルラー子会社には適用されないため、一部のRBOCsは上述の様に、まずはセルラーサービスの加入者に再販で長距離サービスを提供するという方針を打ち出している。またベルサウスは、域外での長距離サービス提供について、セルラーサービスを提供している地域(既に同社のブランド名が定着している地域)^{注8}に重点を置くこと述べた。

GTE

最大の独立系地域電話会社で、RBOCsに勝るとも劣らない規模を誇るGTEは、やはり司法省との和解により長距離サービスの提供が禁止されていた。しかし新通信法が、GTEに即日かつ無条件での長距離参入を認めたため、GTEを"clear winner"と称する報道も見られている。
(園山 佐和子)

(注8)

セルラー免許は各地域毎に(その地域の)電話会社系と、非電話会社系の2種類あり、同一地域で2つの免許を独占しない限り、RBOCsのセルラー子会社が非電話会社系の免許を取得することも可能である。つまり、RBOCsのセルラー子会社が、営業区域外の非電話会社系の免許を取得し、サービスを提供しているケースが多く見られる。

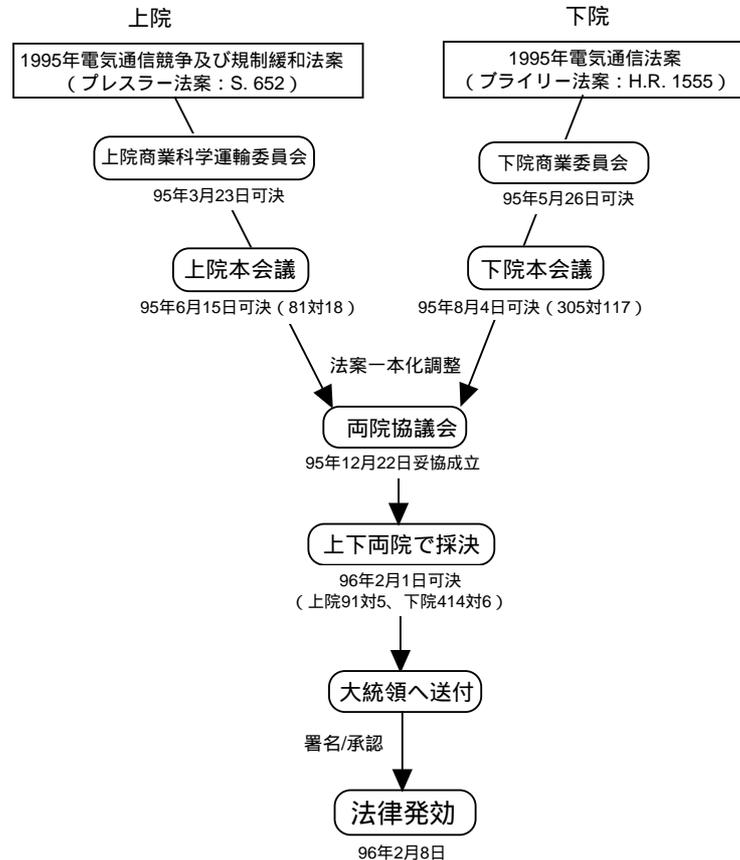


KDD RESEARCH



AMERICAS

新法成立までの流れ



FCC、RBOCsの域外長距離参入に関する規則制定案を発出

一定の条件を満たす分離子会社による場合はノンドミナント、それ以外の場合はドミナントと見做す。

FCCは2月14日、ベル系地域電話会社(RBOCs)のサービス区域外での長距離市場参入に関わる規則制定案を公示し、関係者のコメントを求めた。その概要は以下のとおりである。

・RBOCsが以下の条件を満たす子会社によりサービスを提供する場合、ノンドミナント・キャリアと見做す^(注9)。

- (1) 会計記録の分離
- (2) RBOCsと伝送、交換設備を共用しない
- (3) RBOCsから、タリフに基づいてサービス提供を受ける

・RBOCsが子会社によらず直接、または上記の条件を満たさない子会社によりサービスを提供する場合には、ドミナント・キャリアと見做す。

<出典> Notice of Proposed Rulemaking(2.14) Telecommunications Report(2.19)他

(注9) 国内長距離通信の提供についてノンドミナントに分類された場合、タリフの届け出は発効日の少なくとも1日前までに行えば良い他、無線局免許に関する認可を取得していれば、回線設備の取得に関して半年毎の報告義務のみが課される。



COMMENT

今回の規則制定案は、現在独立系地域電話会社の長距離市場参入に対して課している条件をモデルとしたものである。FCCは、RBOCsが域外で長距離市場に参入しても市場支配力を持ちえないものの、RBOCsの保持するボトルネック支配力に対するセーフガードとして今回の規則を暫定的に採用すると述べた。
(園山 佐和子)

AT&Tに対する国際ドミナント規制撤廃の動向

■ ノドミナントの扱いを求めるAT&Tの請願に対し、MCI/スプリント等が反対表明。

95年11月9日、AT&Tは国内長距離市場に続き、国際電話市場についてもドミナント規制の撤廃を求める書簡をFCCに対して提出した。AT&Tはドミナント規制の撤廃の根拠として、(1)同社の国際電話市場シェアが90年の75%から94年には59%まで低下したこと、(2)全ての国・地域に対し、少なくとも3つの設備ベースキャリアが激しい競争を展開していること、(3)AT&Tは全海底ケーブル容量の21.6%しか所有しておらず、又、衛星回線容量は全く所有していないことからサービスの供給量を統制できないこと、(4)国際通話を年間4回以上利用する顧客の3分の1は利用キャリアを変更しており、その変更の割合が国内長距離市場に比べて高いこと、等のデータを示し、AT&Tには市場支配力がないことを主張している。これに対して、MCI/スプリント/WorldCom等は揃って国際市場と国内市場とでは根本的に構造が異なる旨主張し、反対意見を提出したが、本件に対するFCCの見解は未だ発表されていない。

(参考:AT&Tに対する国内長距離ドミナント規制撤廃の判断基準)

FCCの公衆通信キャリアに対する規制は一般に「非対称規制」と呼ばれている。「市場支配力」の有無に応じてキャリアをドミナント(支配的)とノドミナント(非支配的)に区分し、ノドミナントに対してはドミナントよりも緩やかな規制を適用している。ドミナント規制適用の有無を決定する「市場支配力」とは(1)供給量を制限することによって料金を吊り上げる能力を有する者、もしくは(2)競争的な水準より高い料金を設定しても、顧客離れにより利益を得られなくなる状態に至らないこと、とFCCは定義している。FCCは市場支配力の有無を判断する基準として以下の点を挙げている。

- (1) ボトルネック支配の有無
- (2) 市場の供給弾力性
- (3) ロンシューマー市場における需要の価格弾力性/代替性
- (4) 市場シェア
- (5) 当該企業の規模及び資源

FCCは95年10月にAT&Tに対する国内長距離のドミナント規制を撤廃した際、上記の基準に対して次のとおりの見解を示し、AT&Tには市場支配力がないという結論に達するとともにノドミナントの扱いを承認した。

- (1) AT&Tはもはやボトル・ネック支配力を有していないこと。





AMERICAS

- (2) AT&Tの競争事業者は、AT&Tの料金値上げ行動を抑制する上で必要となる、十分な余剰設備容量を有していること(AT&Tの需要を吸収するに足る設備及び能力を競争事業者が有していること。)
- (3) 顧客は簡単かつ自由に長距離事業者を変更することができ、又、実際の変更の割合も極めて高いこと。
- (4) 市場シェア及び事業規模は、直接的に市場支配力の原因とはならず、市場の供給弾力性及び需要の代替性が確保されていれば、シェア及び事業規模は市場支配力を判断するうえで重要な要素ではない。 <出典> Telcommunications Report(1.22)他

COMMENT

AT&Tが国際電話市場においてノドミナントとなることは、国内長距離市場におけるノドミナントに比べ、その意義はそれほど大きなものではない。国内長距離市場におけるノドミナント/ノドミナントという非対称規制でAT&Tが最も不利を強いられていたのは料金の事前公示義務であり、効果的かつ競争的な料金戦略が実施困難であった点にある。料金設定におけるイコール・フットイングは今後激化するであろう米国通信市場の競争を有利に展開するうえでは不可欠であり、AT&Tは低所得者等のための特別料金の提供を自らコミットしてノドミナントの扱いを勝ち得たのである。

他方、国際電話市場については、95年11月に決定された外資系キャリアの米国市場参入に関する規則において、FCCは外資系ノドミナント・キャリアに対する規制を緩和し、料金の事前公示期間についてはノドミナントと同じ14日にすることを決定した^(注10)。従って、国際電話市場においてノドミナントキャリアと区別されても、料金設定を行う上で不利となることはなく^(注11)、AT&Tがノドミナントの扱いになっても、同社が競争を展開するうえで特に大きなメリットはないと思われる。AT&Tが国際電話市場におけるノドミナントを求める理由は、主に「印象」を良くするためであり、特に株式市場に対する印象を意識したものである。従って、国内長距離市場のように、AT&Tが自らなんらかのコミットを行ってまでノドミナントの扱いにこだわることはないと思われる。 (井上 茂雄)

(注10)

先の決定は外資系ノドミナントキャリアを対象とした緩和であり、国内事業者を対象としていないものの、近く、同様の緩和を国内キャリアにも適用するものと推測されている。

(注11)

但し、トラフィックデータ等の報告義務は継続してノドミナントキャリアに適用される。

(注12)

米国のDirecTVが20%、カナダの大手多角経営コングロマリット、パワー・コープの傘下企業であるパワー・ブロードキャスティングが80%出資している。

(注13)

CATVより多くのペイ・パー・ビューサービスの提供が義務づけられたことなどが挙げられている。

カナダ

Power DirecTV、衛星放送サービス免許を返上

■ CRTCの課した条件によりコストが上昇し採算が取れないとして、参入を断念。一方こちらサービス開始の遅れるExpressVuではCEOが交代。

昨年12月CRTC(カナダ放送電気通信委員会)より衛星放送サービス(Direct-To-Home Satellite Services)の免許を取得したPower DirecTV^(注12)は2月1日、免許を返上しカナダ市場から撤退すると発表した。同社は撤退の理由として、12月にCRTCから付された諸条件^(注13)がサービス提供のコストを跳ね上げるため、採算が取れないと説明している。 <出典> Financial Post(2.3) Canadian Communications Reports(2.7)



COMMENT

米国のDirecTVはこれまで約3年間にわたり、カナダの規制に合わせるため、パワー・ブロードキャスティングの出資を仰ぎ、カナダ制作番組の放送に合意し、一部テレサット・カナダのAnik衛星の利用を決定するなど、執拗にカナダ市場参入を図ってきた。同社がこれまでに要したコストを考えても、今回の決定は驚きをもって受けとめられている。Power DirecTVと共に免許を取得したExpressVu^{注14}も、既に3回サービス開始を延期している上、今回出資者間の内紛によりCEOが交代しており、カナダにおける衛星放送サービスは、実現までまだしばらく時間がかかりそうである。しかしカナダでは、既に約10万人が米国DirecTVのサービスを受信しており、DirecTVはこれらの越境加入者から年間約5,000万カナダドル(約39億円)の収入を得ていると推測されている。これが今回の撤退の原因の一つと指摘する報道もある。
(園山 佐和子)

(注14)
BCEが33%出資する他、放送事業者のWestern International Communications Ltd.(WIC)、衛星放送受信アンテナメーカーのTee-Comm Electronics Inc.らが出資している。

メキシコ

メキシコ長距離電話市場の競争

TELMEXを含め、計7社が事業免許を取得。競争に生き残れるのは何社となるか注目される。

95年12月、メキシコ通信運輸省はAT&Tとメキシコの手鉄鋼グループGrupo Industrial Alfaとの合弁会社"Alfa"及びGTE/Telefónicaとメキシコの手鉄鋼グループGrupo Financiero Bancomer等との合弁会社"Unicom"へ長距離電話に関わる事業免許を付与した。1997年よりメキシコの長距離電話市場に競争が導入されるが、TELMEXの競争事業者はこれで計6社となった。メキシコの長距離通信の市場規模は現在約40億ドル(約4,000億円)である。経済回復が遅れるなか、同市場が支え得るネットワーク数には自ずと限りがあるが、メキシコ政府は事業者の数に特に制限は設けていない。

<出典> The New York Times(12.7)他

メキシコ長距離通信事業者

通信事業者	外国出資会社 ()内は出資比率	備考
TELMEX	SBC Comm. フランス・テレコム	TELMEXはスプリントとも国際通信サービスの提供に関わる広範な業務提携を確立(出資関係はない)。
AVANTEL	MCI (45%)	メキシコ最大の金融グループのBanacciとの合弁会社。
IUSATEL	ベル・アトランティック(42%)	メキシコ最大の非電話会社系セルラー会社、ユー・サセルを擁するGrupo IUSAとの合弁会社。
MARCATEL	IXC Comm (24.5%) Westel (24.5%)	メキシコ第1のページング会社Radio Beepと米国長距離事業者IXC及びWestelとの合弁会社。
INVESTCOM	Nextel、LCC、他	メキシコのコングロマリットGrupo Comunicaciones と米国Nextel他との合弁会社。
Alfa	AT&T (49%)	メキシコの手鉄鋼グループGrupo Industrial Alfaとの合弁会社。
UNICOM	GTE (24.5%) Telefónica de España(24.5%)	メキシコの手鉄鋼グループGrupo Financiero Bancomer 及び大手飲料会社を傘下に持つValores Industrialesとの合弁会社。

(注) メキシコの外資規制率は49%



AMERICAS

COMMENT

1995年5月にメキシコ通信改革法は議会を通過し、同年6月に発効した。本法は電気通信分野への公正でオープンな競争導入を目的に制定され、長距離通信市場は97年から競争が開始される。しかしながら、本法は相互接続を義務付けているものの、その条件(料金やアンバンドル化)や管路使用权等、公正な競争を担保する上で必要な条件に関する具体的な規程はない模様である。メキシコのローカル/長距離通信の独占事業体であるTELMEXはローカルボトルネック支配を有している(メキシコのローカル電話市場についてはTELMEXの独占は現行法では2026年まで保証されている)又、同社は米国のSBCやフランス・テレコムからの出資によって国内網の整備に着手しており、長距離市場において他社と比較して極めて競争優位で支配的な立場にある。TELMEXの反競争的行為を防止するための具体的な枠組みが存在しないなか、メキシコ運輸通信省は長距離通信に関わる事業免許(ネットワークの建設及び運用)の申請受付を95年7月より開始したが、95年末までに既に6社に事業免許が付与されている。メキシコ経済が停滞している中、又、競争条件が曖昧である現状で約40億ドルと見られる長距離通信市場に7つのキャリアが競合するとは考えにくい。確固たる財務及び顧客基盤を有する少数のグループが最終的に競争を生き残るものと思われる。

[Alfa/Unicom]

昨年の12月に事業免許が付与されたAlfa及びUnicomのメキシコ側企業(Grupo Industrial Alfa, Grupo Financiero Bancomer, Valores Industriales)はいずれもメキシコの最大財閥Garza Sada一族の傘下にある。Garza Sada一族はメキシコの経済インフラを構築したと言われるほどの大財閥であり、ラテンアメリカで著名である。この一族の存在によってAlfa及びUNICOMは共に豊富な資金力と顧客ベースを有することとなる。しかしながら、同族企業が競合関係となる合併会社にそれぞれ出資している点は気になる点である。一方、Alfaの外資はAT&T、UNICOMの外資はGTE及びTelefónicaだが、AT&TとGTEの合併もしくは提携が噂されているなかであり、又Telefónica/AT&TはWorld Partnersで提携関係にあるだけに両社の今後の事業展開が注目される。もしAlfa/Unicomが提携(もしくは合併)することがあれば、TELMEXにとっては強力な競争相手となるだろう。

[Avantel]

AvantelはMCIとメキシコ最大の金融グループBannacciとの合併会社であり、最も早く事業免許を取得した(95年9月)同社は既に光ファイバー網敷設に関わる入札も完了しており、他社に先駆けて北米大陸間シームレス通信網構築に着手している。又、Bannacciはメキシコ国内250都市を結ぶ自営の企業内通信網を既に構築しているが、Bannacciの自営網及び顧客ベースを利用することにより、Avantelはビジネス顧客層を対象に早期の事業立ち上げが可能であり、先行者利益が期待できる。Bannacciの財務及び顧客基盤、MCIのノウハウ等を勘案すれば、Avantelも有力なプレイヤーの一つとなる。

[Iusatel]

Iusatelは米国のベルアトランティックとメキシコ第2のセルラー事業者であるIusacellとの間の合併会社である(メキシコ第1のセルラー会社はTELMEXの100%子会社であり、メキシコ全土でセルラー電話サービスを提供しているTelcelである。)Iusacellはメキシコ有数のコングロマリットであるIndustrias Unidas傘下の会社であり、ベルアトランティック同様、その財務基盤に問題はない。

[Marcatel/Investcom]

これら両社については、その事業基盤に特に問題はないものの、財務面、顧客ベース、ノ





ウハウの面で他の会社に見劣りする。TELMEXの反競争的行為防止に関わる十分なセーフガードが設けられない限り、両社は厳しい事業展開を強いられるものと思われる。

新規参入を狙う顔ぶれを見ると、メキシコ長距離通信市場は米国キャリアの代理戦争の場となる印象を受ける。市場規模等から判断して3～4社程度が生き残るものと思われるが、やはり「AT&T/World Partners系」、「MCI/Concert系」、「スプリント/Phoenix系」の棲み分けとなる可能性が強い。

競争の枠組みが確定していない現在、メキシコ長距離通信市場の競争が今後どのように展開するか予測することは困難である。しかしながら、少なくともTELMEXのボトルネック支配に対する十分なセーフガードが設けられない限り、公正な競争は実現しないだろう。メキシコ政府の今後の競争施策が注目されるところであるが、その政策如何に関わらず、メキシコ国民は米国からの豊富な資本の流入による恩恵を享受することは間違いない。

(井上 茂雄)



KDD RESEARCH

ASIA



韓国

KT等韓国企業4社、「ワンナンバー・サービス企画」に出資

韓国通信(KT)、韓国移動通信(KMT)、ナレ移動通信、暎星テレコム^(注1)の4社は、NTT等が設立した「ワンナンバー・サービス企画」^(注2)に参加すると発表した。4社は、「ワンナンバー・サービス企画」の資本金7億円の内、KT、KMT、ナレ移動通信は2%を、暎星テレコムは1%を出資する。韓国国内でのワンナンバー・サービスの提供開始時期は、未定である。

「ワンナンバー・サービス」とは、ワンナンバー・サービスの加入者である着信者に付与される1つの番号を利用し、着信者の都合に合わせて異なる番号の端末を呼び出すことを可能にするもの。ワンナンバー・サービスの加入者は、着信させたい端末(固定電話、携帯電話、ページャー、PHS)をワンナンバーセンターに予め指定しておけば、ワンナンバーへの電話はその端末へ転送される。日本では、96年4月～5月頃のサービス開始が予定されている。

(渡邊 一昭)

<出典> KDDソウル事務所(1.24)

Koreasat-2衛星打ち上げ成功

KT所有の通信衛星Koreasat-2衛星(韓国語名無窮花2号)^{ムクンファ}が、米フロリダ州ケープカナベラルから96年1月14日に打ち上げられ、予定静止軌道位置である東経116度に到達した。朝鮮半島全域をカバレッジ範囲とするこの衛星の寿命は、約11年の予定で、デジタル直接放送(DBS)、テレビ番組伝送、市外電話、テレビ会議、高低速データ伝送サービスの提供に使用される。KTは、95年8月にKoreasat-1衛星を打ち上げたが、この衛星は予定軌道に到達せず、軌道修正を実施したため、衛星寿命が当初の10年から半分程度に短縮された。なお、KTはKoreasat-3衛星を1999年に、Koreasat-4衛星を2005年に打ち上げる計画を発表している。

(渡邊 一昭)

<出典> KDDソウル事務所(1.16)、The Korea Economic Weekly(2.5)

(注1)
ナレ移動通信はページング事業者、暎星テレコムは石油化学を中心とする財閥暎星グループの情報通信部門。

(注2)
NTT、NTTドコモ、米アクセスライン・テクノロジーズが出資し、95年9月に設立した。



KDD RESEARCH

中国

政府、「コンピュータ情報網の国際接続管理規定」を公布

■ 郵電部回線の利用、サービス提供者の法人格の取得等を義務付け。外国通信社の国内での経済情報提供規制と併せ情報統制の姿勢強まる？

中国政府は、「コンピュータ情報網の国際接続管理規定（中華人民共和国計算機信息网络国際聯網管理暫行規定）を96年2月4日に公布した。全17条からなる同規定の骨子は、次のとおり。

- ・すべてのコンピュータネットワークは、郵電部の提供する回線を使用する。
- ・既存の双方向ネットワークは、一旦そのサービスを清算し、郵電部、電子工業部、国家教育委員会、中国科学院の管理下でサービスを再開する。
- ・新たな双方向サービスの提供は、國務院の承認を条件とする。
- ・サービス提供者は、法人格の取得を義務付ける。
- ・公序良俗に反するものの制作、検索、複製を禁止し、違反者は処罰する。
- ・本規定は、台湾、香港、マカオも適用対象とする。

< 出典 > KDD北京事務所(2.5)、KDD香港(1.18、1.25)等

COMMENT

本規定は、インターネットを強く意識したものと思われるが、文面では、あらゆるコンピュータ通信網を対象としている。中国では、95年5月より一般市民にもインターネットサービスが利用可能となっているが、利用者の増加に伴い他国同様、コンテンツ規制が問題となってきた。中国の場合、政府は猥褻な内容に留まらず、中国の政治問題（中台関係、核実験）、人権問題等に関する外国通信社の論調が一般市民に与える影響も懸念していたようだ。中国郵電部は、本年1月1日よりインターネットサービスの新規加入受付の停止しているが、その理由を「加入者の急激な増加に設備が対応できないため」と説明している。なお、郵電部はChina-netによりインターネットサービスを提供しており、このネットワークを96年6月までに全国30都市にまで拡大する計画であったが、その計画には現在のところ変更の予定はない模様である。中国國務院（内閣に相当）は、1月16日にも外国通信社に対し、中国国内で直接、契約者に経済情報サービスを提供することを禁止し、今後は、新華社^(注3)に申請、許可を得て提供すること等^(注4)の通達を行っており、政府当局における情報統制の姿勢が強まってきている。

（渡邊 一昭）

（注3）

國務院直屬の公式発表機関

（注4）

新華社が外国通信社の国内の顧客との契約の仲介を行うこと、その情報提供料の決定を行うこと、台湾、香港、マカオの通信社も今回の措置に従うこと等が通達された模様。

（注5）

北京市、天津市、上海市の直轄3市と国竜江省、遼寧省、陝西省、河北省、山東省、江蘇省、浙江省、湖北省、福建省、広東省、広西区、海南省の12省

郵電部、GSM網相互接続等を実施

■ 15の市・省のネットワークの相互接続を96年1月1日より実施。ローミング、全国ページングの試験提供開始等も合わせ移動体通信サービスの充実を図る。

中国郵電部は、国内15市・省^(注5)のGSM網の相互接続を96年1月1日より実施した。また、同日よりローミングサービスの試験提供も開始した。GSMサービスの相互接続サービ



ASIA

(注6)
アナログA方式とはモトローラの900MHz TACS方式、アナログB方式とはエリクソンの900MHz TACS方式のこと。

スの利用にあたっては、最初に「139」をダイヤルする。さらに、アナログA方式とB方式^{注6}の相互接続並びに全国ページングサービスの試験提供も96年1月10日より開始した。

<出典> KDD香港(12.19)、CTC News(1.20)

COMMENT

聯合通信との競争導入効果とも言うべき形で郵電部が移動体通信の利便性向上に向け動きだしている。郵電部では、GSM網の相互接続に関しては、96年9月までに国内30市・省で利用可能になるよう拡大する予定であり、国際ローミングの提供も同時期より開始したいとしている。また、全国ページングの商業ベースでの提供開始は、96年第1四半期中を予定している。
(渡邊 一昭)

郵電部、第9次五ヶ年計画(1996年～2000年)の概要を発表

2000年の交換機容量を1億7千万回線、都市部の電話普及率を30～40%とし、5年間の総売上は2,400億元(約3兆円)を見込む。

郵電部は、1996年～2000年の第9次五ヶ年計画の概要を次のとおり発表した。

5年間の総売上額は、2,400億元(約3兆円)を見込む^(注7)

5年間の固定資産投資総額は5,000億元(約6兆2,500億円)を予定^(注7)

都市部の電話加入積滞解消を最重点項目とし、交換機容量を2000年までに1億7千万回線に、電話加入者数は1億2,300万加入(うち、1,800万はセルラー電話)を見込み、電話普及率を都市部で30%～40%に、全国平均で10%にまで引き上げる

国内ネットワークの整備を第二の重点項目とし、地球局建設、国内マイクロ網のデジタル化を進める

3直轄市(北京、上海、天津)経済特別区、急成長している沿岸部への投資を引き続き重点的に行う

<出典> KDD北京事務所(2.9)、CTC News(1.5/1.20)

COMMENT

5年間で2,400億元という総売上額に関しては、第8次計画終了時点で2,616億元とクリアできているだけに、中国経済に深刻な問題が生じない限り達成可能であろう。交換機容量に関しては、第8次五ヶ年計画での目標値は4,800万回線であったにも拘らず、実際には表1のとおり8,510万回線を達成していることから、2000年の時点で1億7千万回線という目標値は、実現可能な範囲であると思われる。その大きな鍵を握るのは中国の一年間の国家予算にも匹敵する^(注8)5,000億元に上る投資資金の調達だろう。郵電部は、第8次五ヶ年計画期間中の外資への依存度が平均16%であったことを引合に出し、第9次五ヶ年計画においても資金の大部分は国内で調達可能であるとしている。しかし、外資による電気通信設備の所有、サービスの提供を認めないという従来からの中国政府の方針に変更がなければ、中国への投資意欲の冷え込みも懸念されることから、資金の自己調達比率を一層引き上げる必要性が増すとの見方もある。その点では、新華社が95年末に報じた中国政府の外資系企業への優遇税制の見直し(これまで免税扱いとなっていた外資系企業の設備輸入に96年

(注7)
郵便事業との合計の数値。90%が電気通信事業への投資、電気通信事業の売上と見込まれる。

(注8)
94年の国家予算の歳入が4,760億元であった。



KDD RESEARCH

4月1日から課税するというものが注目される。これは、中国がWTOへの加盟を目指し関税引き下げを公約していることから、外資系企業への課税強化により、その関税引き下げの原資にしようとしているのではないかとの見方がある他、業績不振に苦しむ中国国営企業の持つ外資系企業への優遇税制に対する不満に配慮したものとも言われている。いずれにせよ、外資系企業に対する優遇税制の見直しは、政府歳入の増収に繋がると、それが国内投資に充当される可能性もある。結果的に、中国政府としては一石三鳥の効果を得ることできることから、今後の中国政府の外資系企業への税制政策の行方に関心が集まる(外資系企業は、最後の砦である法人税の軽減措置の見直しに戦々競々としているとのこと)第二の重点課題である衛星による国内網の構築に関しては、衛星地球局の建設が進められているが、これを補完するものとしてVSAT地球局も積極的に導入して行く予定である。郵電部は、VSAT地球局を既に1万機、購入しているが、2000年迄にその数は現在の3倍になると見込んでいる。(渡邊一昭)

表1 第7、8次五ヶ年計画と第9次5ヶ年計画の主要項目の比較

項目	第7次計画(1985~1990)終了時	第8次計画(1991~1995)終了時	第9次計画(1996~2000)計画値
固定資産への総投資額	200億元	2,414億元	5,000億元
総売上額	210億元	2,616億元	2,400億元
交換機容量	1,525万回線	8,510万回線	1億7,000万回線
電話普及率	0.38%	4.66% (都市部は17%)	10% (都市部は30~40%)
市外交換機容量	16.1万回線	353.0万回線	600万回線
セルラー電話加入者数	2万加入	363万加入	1,800万加入

(KDD総研作成)

表2 第9次五ヶ年計画におけるその他項目の計画値/目標値

項目	計画値/目標値
データ通信(2000年の時点)	50万ポート(バケット20万、DDN30万)
移動体通信伝送容量(2000年の時点)	150万チャンネル
新規及び延長する国内光ファイバー基幹網(2000年の時点)	23ルート総延長3万km SDH伝送システムを採用

(KDD総研作成)

長征ロケット、インテルサット衛星の打ち上げに失敗

インテルサット初の中国製ロケットによる打ち上げが失敗。

中国長城工業公司(China Great Wall Industry Corp.)^{注9)}は、2月15日早朝に四川省の西昌衛星発射センターで行った長征3B型ロケットによるインテルサット708衛星の打ち上げに失敗した。インテルサット衛星の中国製ロケットによる打ち上げは今回が初めてであった。同衛星は、南米のDBS、大西洋間の音声、データ、映像サービスに利用される予定であった。

<出典>ロイター(2.15)、Financial Times(2.16)

(注9)
中国航空天工業部傘下の企業。



KDD RESEARCH



ASIA

COMMENT

現在、事故原因について調査中であるが、打ち上げに使用された長征3B型ロケットは新型機種で、実用化されたのは今回が初めてであった。中国長城工業会社の衛星打ち上げは、下表のとおりこれまでも何度か躓きを見せている。しかし、衛星運用事業者にとって、同社の安価な打ち上げ費用(約40億円で欧米の二分の一から三分の一のコストで済むと言われている)は魅力的であり、業界関係者はリスクの高いビジネスに失敗はつきものと冷静な反応を示し、この事故により中国での衛星打ち上げを見直す動きにまで発展する可能性は低いと見ている。中国政府は、98年半ばまでに国内、外国衛星を合わせ25機の衛星を打ち上げる計画を表明しており、今回は96年3月にAPTサテライトのApstar衛星の打ち上げが予定していたが、事故原因が判明するまで延期されることになった。なお、インテルサッ

表 長征ロケットの最近の打ち上げ失敗例

年 月	衛星の名称	運用事業者
92年12月	Oputs-B2	オプタス
94年11月	東方紅3号	中国郵電部
95年1月	Apstar-2衛星	APTサテライト

ト708衛星による南米でのDBS提供を予定していたNews Corporation、TCIの2社は、同サービスの提供計画には影響ないとしている。(渡邊一昭)

(KDD 総研作成)

香港

CITICグループ、香港テレコム株式を売却

CITIC香港、CITICパシフィックの2社が合計2億5315万株を約36億香港ドル(約470億円)で売却。売却益は、香港、中国でのインフラ整備事業に投資。

中国国営の投資機関であるCITIC(中国国際信託投資公司)グループ傘下のCITICパシフィックは、所有する香港テレコム株式の内、2億882万株を約30億香港ドル(約390億円)で売却した。また、CITICパシフィックの親会社にあたるCITIC香港も所有する全ての香港テレコム株式4,432万株を約6億香港ドル(約80億円)で売却した。この結果、CITICグループの所有する香港テレコム株式はCITICパシフィックが所有する株式のみとなり、全体の比率も12%から10%に減少した。CITICグループは、この売却益を香港、中国でのインフラ整備事業に投資するとしている。

<出典> Financial Times(1.18) Hongkong Standard(1.18) 池

COMMENT

CITICパシフィックが93年1月にCITIC香港より香港テレコム株を購入した際の株価は、1株7.80香港ドルで、今回の売却価格が1株14.35香港ドルであることから、売却益は少なくとも約10億香港ドル(約130億円)を越えると思込まれている。CITICグループは、香港のコングロマリットであるハチソン・ワンポアと組んだ香港新空港と都心を結ぶ新鉄道の中央駅建設事業やキャセイ・パシフィック航空の大株主でもあるスワイヤ・グループと組んだ香港



KDD RESEARCH

最大のショッピングモールの建設事業に出資している他、中国でも高速道路、発電所建設等のプロジェクトが進行中であると伝えられている。これらの事業と並行するかのよう、95年9月以降、キャセイ・パシフィック航空株の売却を皮切りに大掛かりな資金調達が続いている。
(渡邊 一昭)

ハチソン・ワンポア、通信部門の組織改正を実施

和記電訊有限公司(Hutchison Telecommunications Hong Kong)、Hutchison Telecommunications International、Hutchison Telecommunications UKの三社体制に。

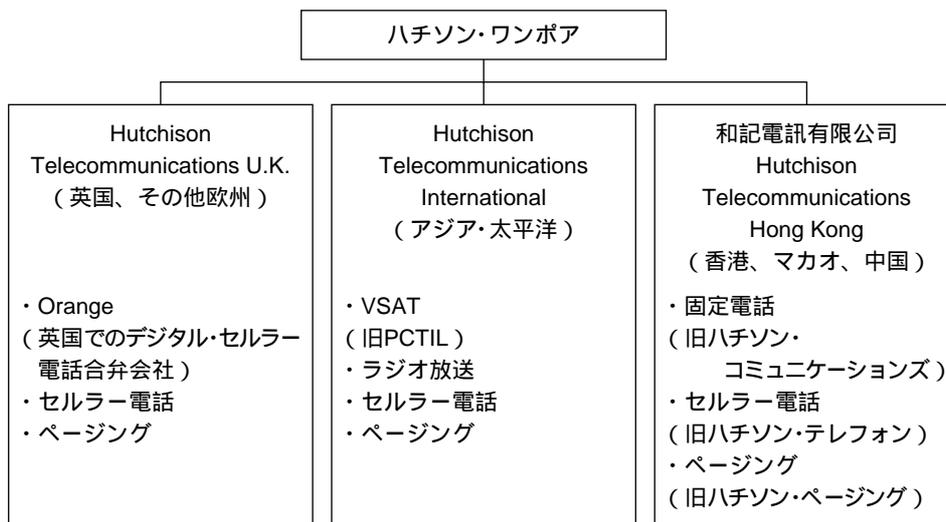
香港を代表するコングロマリットであるハチソン・ワンポアは、通信部門の組織改正を本年1月3日に実施したと発表した。新体制は、下図のとおり。同社は、この組織改正の目的を経営の効率化とサービス向上によるシェアの拡大と説明している。また、ハチソン・ワンポアは、この組織改正に伴い、香港でページング・サービスを提供する旧ハチソン・ページングの株式のうち、米国モトローラ所有分(全株式の25%)を買戻したことも明らかにした^(注10)。

<出典> KDD香港(1.5)、Financial Times(1.4)

(注10)

これにより、ハチソン・ワンポアは、旧ハチソン・ページングの株式を100%所有することになる。なお、モトローラは、セルラー電話サービスを提供する旧ハチソン・テレフォンにも30%出資しているが、その株式については、現状維持される模様。

ハチソン・ワンポア通信部門の新体制



COMMENT

新体制では、これまで別会社になっていた香港での固定電話、セルラー電話、ページングサービスを「和記電訊」の統一ブランドで提供することになり、総合通信企業というイメージをアピールすることが可能になる。

パシフィック・センチュリーから買収したPCTIL(Pacific Century Technology Investment Ltd.)は、Hutchison Telecommunications Internationalの事業の中核に据えられ



KDD RESEARCH



ASIA

ているようだ。また、3社とも今後の事業展開にセルラー電話、ページングを盛り込んでいる点も見逃せない。今後、どのような動きを見せるか興味深い。なお、ハチソン・ワンポアは、ブリティッシュ・エアロスペース社との合併で、英国でデジタル・セルラー電話サービスを提供している「オレンジ」の株式を本年上半期中にもロンドン、ニューヨーク市場での上場を計画している。94年4月よりサービスを開始した同社は、現在30万加入と英国セルラー電話市場でのシェアは7%程度であるが、今後の成長が見込まれ、証券アナリストの評価も高い。上場が実施された場合、その株式売却益をどのように活用するか今から注目される。(渡邊 一昭)

台湾

「電信三法」発効

交通部電信総局組織条例、中華電信股 有限公司条例、電信法の「電信三法」が、96年2月7日に発効。

台湾立法院で96年1月16日に可決された交通部電信総局組織条例、中華電信股 有限公司条例、電信法の「電信三法」が96年2月7日に発効した。交通部は新規事業者の参入を認めた移動体通信サービスの入札条件の検討に入っており、行政院（内閣に相当）の了承後一ヶ月以内に公告を実施する予定である。 <出典> KDD台湾事務所(2.6)

COMMENT

新規事業者選定の入札条件の詳細については、上述のとおり現在検討中であるが、入札審査は、二段階に分けて行われる模様。電信総局は、第一次審査で資格審査を行う。第一次審査をパスした事業者は、第二次審査でサービス開始までのスケジュール、サービス品質、保証金等を提示し、電信総局はその内容を総合的に検討し、事業者を決定する運び。(渡邊 一昭)

電信総局長、組織改正を発表

交通部電信総局 陳口局長は、電信三法の発効に伴い（本号別記事参照）電信総局の組織改正について、以下のとおり発表した。

- (1) 96年7月1日より、規制機関の電信総局と電気通信サービスの提供を行う中華電信公司に分離する。
- (2) 現在、郵電総局が一元的に提供している移動体通信部門と付加価値通信部門は、中華電信公司から子会社として独立させる。
- (3) 電信総局が所有する国際標準電子公司など電話交換機メーカー3社の株式は全て中華電信公司に譲渡する。(渡邊 一昭)

<出典> KDD台北事務所(2.6)



シンガポール

シンガポール・テレコム、新規参入事業者と相互接続に合意

シンガポール・テレコムは新規の移動体通信事業者3社(モバイルワン、STページング、イントラページ)注11)と相互接続に関して合意した。アクセス料金はピーク時で30秒0.07Sセント(約0.5円)、オフタイムで1分0.07Sセントに設定され、現在移動体通信サービス提供中のモバイルリンク(セルラー電話)およびページリンク(ページング)と同じである。なお、同料金は1997年4月のサービス開始後3年間は据え置かれる。これにより、新規参入の各事業者はシンガポール・テレコムの公衆網との接続が可能になる。

(加藤 潤一)

<出典> Telenews Asia(1.12) KDDシンガポール事務所(1.8)他

表 移動体通信サービスの新規事業者

コンソーシアム名	参加企業(出資率)	企業概要
MobileOne(Asia) Pte Ltd	Keppel Telecoms Pte Ltd (35%)	政府系企業のケッペル・グループ(造船、船舶修理、不動産開発、金融などに従事)傘下
	SPH Multimedia Pte Ltd (35%)	シンガポール・プレス・ホールディングズ(全英語紙、全中国紙等シンガポールの新聞発行をほぼ独占)傘下
	Great Eastern Telecommunications Ltd (30%)	C&W(51%)と香港テレコム(49%)の合弁会社
IntraPage Pte Ltd	Intraco Ltd (30%)	政府系の貿易会社
	Teledata (S) Pte Ltd (30%)	Intraco(27.4%出資)の関連会社
	Hutchison Telecommunications Ltd (40%)	ハチソン・ワンポア(香港の財閥)傘下の通信事業の持株会社
ST Paging Pte Ltd	Singapore Technologies Pte Ltd (60%)	軍需、建設、電子機器製造などに従事する政府系企業
	Comfort Group Ltd (20%)	シンガポール最大のタクシー会社
	BellSouth Worldwide Holdings (20%)	米国RHCsのベルサウス傘下

(注11)

モバイルワンはセルラー電話およびページング・サービスを、他2社はページング・サービスを97年4月からそれぞれ提供する。

インドネシア

テレコム・マレーシア、200万回線敷設計画から撤退へ

株主間の交渉決裂でカリマンタン島での回線敷設予定のコンソーシアムへの出資を取りやめへ。

テレコム・マレーシア(以下TM)はインドネシアにおけるRepelita VIの200万敷設計画から撤退することとなった。TMの参加するPT Daya Mitra Malindo注12)の関係者によ

(注12)

同コンソーシアムには、TMが25%、シンガポール資本が9.5%、その他インドネシア現地資本が出資している。



ASIA

(注13)

KSO方式(Kerja Sama Operasi:共同運用方式)は、(1)テルコムがネットワーク技術仕様とタリフを決定し、民間コンソーシアムを指導・監督する、(2)各コンソーシアムは加入電話網を増設・運用するとともに、割当区域内のテルコムの既存ネットワークも運用する、(3)譲許期間(15年)の終了後、テルコムが全ネットワークの所有と運用を引き継ぐ、などの内容である。

(注14)

DOTIは20地区(circle)で応募を受け付けたが、紛争の続く北部のジャム・カシ米尔州とアンダマン諸島の2地区についての応募がなかった。

(注15)

DOTIは95年11月、収益性の高いカテゴリーAおよびBに属する計13地区に対して、1事業者が参入可能な地区数を3地区までとする条件(cap)を導入した。但し、カテゴリーCの5地区においては制限を設けていない。



KDD RESEARCH

ると、株主間の"internal disagreement"として、TMとインドネシア現地資本の間の出資比率を巡る交渉で合意に至ることが出来ず、TMがコンソーシアムへの出資引き揚げを決定したものである。

インドネシア政府は95年6月、ジャカルタ首都圏などを除く5区域において、合計200万回線を敷設する5つの民間コンソーシアムを決定、各コンソーシアムは99年3月までに、テルコムとのKSO方式(注13)による回線敷設の義務を負っている。TMはカリマンタン島での23.7万回線を敷設する予定のコンソーシアムに参画していた。

<出典> Asia Wall Street Journal/Financial Times(2.1)他

COMMENT

TMとインドネシア現地資本の間の出資比率を巡る交渉が具体的に何を指すのか明らかではないが、TMは、議決権の過半数を占めるインドネシア現地資本が事実上の独断でコンソーシアムの意志決定を行なえることを懸念していた、と予想される。(同コンソーシアムの設備投資額の増加と、それに伴うTMの負担の追加に関する両者間の見解の相違などが考えられよう。なお、現地報道によると、既にTMに代わるパートナーとして海外キャリア数社が名乗りを挙げているという。また、カリマンタン島以外のスマトラ島、西部ジャワ、中部ジャワ、東部島嶼の4区域では、それぞれフランステレコム、米US ウェスト、豪テルストラ/NTT、シンガポールの参加するコンソーシアムが敷設を担当するが、本年1月中旬に割当区域内の既存ネットワークの引き継ぎを完了、各区域でのプロジェクトを開始している。(加藤 潤一)

インド

セルラー電話の新規事業者が確定

入札公示から一年を要し、34免許を計14グループが取得。アメリカ勢中心の外資が各グループに参画。しかし、出資率変更などで撤退濃厚の外資も。

国内18地区におけるセルラー電話サービスの新規事業者が確定した。インド通信庁(DOT)は95年12月に一部に同サービスの新規免許を交付したものの、免許料支払の延滞などで正式な交付が遅れる事業者もあったため、最終的な事業者確定は年を越した形となった。新規免許は基本的に各地区2社に付与され、10年間有効である。

DOTは95年1月から、主要4都市(ボンベイ、デリー、カルカッタ、マドラス)を除くインド国内20地区(注14)において、同サービスの新規免許の付与手続きを進めていたが、入札後に免許数の制限を課すなどの条件導入(注15)で大幅にその決定が遅れていた。

<出典> Asia Pacific Telecommunications Analysis(1.22) Mobile Communications(1.11)他

COMMENT

取得免許数

計34の免許を14グループで分け合うことが見て取れる(表1参照)。なお、ナイネックス率いるグループは当初、応札グループの中で最高の18地区に応札して話題を呼んだが、合

計7地区での参入に留まった。ビルテル(フィリピン)は4地区、スイスPTT、ファースト・パシフィック(香港)、USウェストがそれぞれ3地区での免許を取得した。

DOTは選定に際し、全地区を収益性が見込まれる順にA～Cの3つのカテゴリーに分類しており、そのカテゴリー別に免許の取得状況を見ると(表2参照)最も収益性の高いと見込まれるAの地区でジャスミン・TOT・テリア連合、AT&T、USウェストそれぞれのグループが2免許を取得している。ナインックスはCの5地区全てに加えて、Bの2地区に参入する。

地区数制限の影響

インド政府は95年6月の入札締め切り後、限られたグループの寡占に繋がる状況を鑑み、各グループの取得免許数に対する条件を課した。そのため、当初、すべてカテゴリーAおよびBに属する計5地区での入札に臨んだUSウェストは、2地区への参入を必然的に断念せざるを得なかった。

提携関係の乱れ

報道によると、プロジェクト規模の予想以上の膨らみに伴い、出資比率の変更などの問題で、現地企業との関係解消を噂される外資も出ている。ハンガード・セルラー・システム(米)、シンガポール・テレコム、ビルテル(フィリピン)の撤退問題が表面化してきており、DOTとしても、早期のサービス開始を望む立場から認める可能性も高い(ハンガード参加のグループはハンガード撤退の代わりにテルストラ(豪)を引き入れるべく交渉していたが、不調に終わった模様である)。

今後の課題

事業者が確定したものの、市内網および他のセルラー網との相互接続や料金など、公正な競争状況を創り出していくに関し、政府の方針が明確になっていない。また、提携関係の乱れもあり、各社がサービス開始に至るまで、まだ時間を要しそうだ。(加藤 潤一)

表1 コンソーシアム別の免許取得状況

コンソーシアム	外 資	免許数
Reliance Telecom	ナインックス(米)	7
Koshika Telecom	ビルテル(フィリピン)	4
Escortel Mobile	ファーストパシフィック(香)	3
US West-BPL	US West(米)	3
Aircel Digilink	スイスPTT	3
JT Mobile	ジャスミン、TOT(タイ) テリア(スウェーデン)	3
Birla Communications	AT&T	2

コンソーシアム	外 資	免許数
Hexacom	モバイルテレコム(クウェート)	2
Modicom	ハンガード・セルラー・システム(米)	2
Bharti Telenet	Stet(イタリア)	1
HSS Comm	シンガポール・テレコム	1
Tata Comm	ベルカナダ	1
Fascal	シナワトラ(タイ) Bezeq(イスラエル)	1
Cellular Comm.	エア・タッチ(米)	1





ASIA

表2 カテゴリー・地区別の免許取得状況

カテゴリー ()は資本金 の下限	地 区	免許取得事業者	
		応札最高額のコンソーシアム ()は外資名	二番目の応札額をつけたコンソーシアム ()は外資名
A (10億ルピー)	Andhra Pradesh	JT Mobile (ジャスミン、TOT、テリア)	Tata Comm (ベルカナダ)
	Gujarat	Birla Communications (AT&T)	Fascal (シナワトラ、Bezeq)
	Karnataka	Modicom (バンガード)	JT Mobile (ジャスミン、TOT、テリア)
	Maharashtra	Birla Communications (AT&T)	US West-BPL
	Tamil Nadu	US West-BPL	HSS Comm (シンガポールテレコム)
B (5億ルピー)	Harayana	Aircel Digilink (スイスPTT)	Escortel Mobile (ファーストパシフィック)
	Kerala	US West-BPL	Escortel Mobile (ファーストパシフィック)
	Madhra Pradesh	Cellular Comm. (エア・タッチ)	Reliance Telecom (ナイネックス)
	Punjab	Modicom (バンガード)	JT Mobile (ジャスミン、TOT、テリア)
	Rajasthan	Aircel Digilink (スイスPTT)	Hexacom (モバイル・テレコム)
	Uttar Pradesh(E)	Koshika Telecom (ビルテル)	Aircel Digilink (スイスPTT)
	Uttar Pradesh(W)	Escortel Mobile (ファーストパシフィック)	Koshika Telecom (ビルテル)
	West Bengal	Reliance Telecom (ナイネックス)	
C (3億ルピー)	Assam	Reliance Telecom (ナイネックス)	
	Bihar	Koshika Telecom (ビルテル)	Reliance Telecom (ナイネックス)
	Himachal Pradesh	Bharti Telenet (Stet)	Reliance Telecom (ナイネックス)
	North East	Hexacom (モバイル・テレコム)	Reliance Telecom (ナイネックス)
	Orissa	Koshika Telecom (ビルテル)	Reliance Telecom (ナイネックス)

1ルピー = 約2.9円

パキスタン

パキスタン電話公社組織改正を実施

パキスタン電話公社は、96年1月1日付けで組織改正を実施した。これは、昨年、合意された同公社の民営化の一部として実施されたもの。新体制では、電気通信サービス提供部門は、パキスタンテレコム株式会社(Pakistan Telecom Co. Ltd(PTCL))^{注16)}と名称を変更する一方、公社化後もパキスタン電話公社が暫定的に引き継いだ規制機関業務は、周波数管理を行うFrequency Allocation Board(FAB)とそれ以外の業務を行うPakistan Telecom Authorityが新たに設立され、それぞれ担当することとなり、パキスタンテレコム株式会社の業務から分離された。(渡邊 一昭)

< 出典 > Asia-Pacific Telecoms Analyst(1.22)

(注16)

政府機関及び軍隊の通信業務については、新たに設立されたNTC(National Telecom Corp.)が提供する事となった。



KDD RESEARCH



OCEANIA

スリランカ

市内網へ競争導入

WLL利用の加入者回線増設でTransmarco-ベルカナダ連合、テリア率いるコンソーシアムが落札。選定漏れのグループ提訴で、なお曲折も。

スリランカ政府は加入者回線の増設に関し、2コンソーシアムの参入を決定した。2コンソーシアムはTransmarco-ベルカナダ連合^(注17)とテリア(スウェーデン)率いるコンソーシアム^(注18)である。両グループはそれぞれ、WLLシステム^(注19)の利用により、加入者回線の設計、構築、運用を行い、初年度に4万回線、3年間で10万回線の敷設を予定している。同免許は20年間有効(5年毎の延長が可能)であり、落札者は免許料として3億ルピー(約9億円)の支払いが課される。政府はサービス開始後、数年間は提供料金に関する規制を設けない方針である。 <出典>Asia Wall Street Journal(1.22)、Straits Times(1.19/20)他

COMMENT

現地での報道などによると、スリランカ政府の同決定後、選定に漏れたグループからの訴えにより、正式な免許交付に関し紛糾している模様である。地元Maharaja group-NTT連合は当初、落札が確実視されていたが、結局、選定結果が「失格」となった(政府は現地パートナーとなる企業の年間売上が過去3年連続、1億ルピー(約3億円)以上である条件に満たなかった点をその理由としている模様)。同連合は不当に却下されたとして、地裁に提訴。地裁は免許交付を取りやめる旨の仮決定を下すとともに、政府に対して同連合の申し出への回答を求めている。

いずれにせよ、市内網への競争導入となり、基本通信の提供に関するスリランカ・テレコムの独占を崩すことになりそうだ^(注20)。政府はスリランカ・テレコムによる有線による加入者回線増設を進めているものの、資金の不足や積滞数の増加(現在約20万回線とも伝えられる)に対応出来ず、外資を含む民間による通信網整備を認める結果となった。特に、加入者回線をWLLシステム利用による固定無線アクセス回線とすることで、有線に比べ、短期間での敷設が可能となる。(加藤 潤一)

オーストラリア

連合政権、テルストラの民営化に関する政策を発表

同社株式1/3の売却、外資枠の設定などの具体的な提案。外資所有を約12%、1外資所有を約1.65%までとし、外資には厳格なものに。

3月2日の総選挙で勝利した自由党・国民党連合政権は総選挙前にテルストラの民営化に関する政策を発表した。連合政権は前与党の労働党キーティング前首相が「テルストラを民営化しないと明言していたため、総選挙における、与野党の大きな争点の一つとなっていた。その主な内容は以下の通り。

第一フェーズとして、テルストラの株式の1/3(80億豪ドル/約640億円相当)を売却する

(注17)

Transmarco-ベルカナダ連合はTransmarco(シンガポールの商社)・ベルカナダ、現地企業Brown & Companyによるコンソーシアムで、Transmarcoが傘下のTransasia Telecomを通じて60%の出資を行う見込みである。

(注18)

同コンソーシアムにはテリアの他に、地元Metropolitan group, the National Development Bankが参加している。

(注19)

WLL(Wireless Local Loop)とは、ネットワークの基幹回線は有線で構築し、そこから加入者までのアクセス回線に無線を利用するシステムにおいて、この無線部分をいう。無線インフラの導入でネットワーク構築を容易に出来るため、インフラ整備の遅れている地域・国で注目を集めている。なお、アジアでは、無線基地局が安いこと、電波が届く範囲が半径数百m程度でアクセス回線に利用可能などの利点があるため、同システムとしてPHSが注目されている。

(注20)

スリランカ政府は91年1月、郵電省電気通信局(SLDT)の電気通信業務部門を分離し、公社化してスリランカ・テレコムを設立した。



KDD RESEARCH



MIDDLE EAST

外資所有の上限は同売却分の35%とし、1外資所有の上限を5%とする
 (実質的に全株式における外資所有は約12%、1外資所有は約1.65%が上限となる)
 テルストラの職員に同売却分の2%所有を保証する
 テルストラ民営化のセーフガードとして、度数制市内通話(untimed local call) 過疎
 地域への基本電話サービス、プライスカップ制度などの現行制度を維持する

Asia Wall Street Journal(1.24) KDD社ニ-事務所(1.17)他

COMMENT

与党労働党に圧勝した自由党・国民党連合は1992年当時から、テルストラの民営化を公約に掲げているが、今回は具体的な発表であるだけに興味深い。但し、外資にとっては極めて厳格な外資枠を設定している。なお、前労働党政権が95年8月に発表した通信改革案においては、テルストラの民営化に関する項目はなく、外資規制に関して(既存キャリアに対して)実効的に豪州人による支配と豪州人の所有を最大限に保とうとする政策は継続されると言及されているだけである。今後、公約の実行とともに、95年8月の通信改革案(およびそれに基づく通信法などの改正)の扱いについての発表が待たれる。(加藤 潤一)

サウジアラビア

PTT、GSMサービス開始

リヤド、ジッダ、ダンマンの主要3都市で96年1月21日より提供開始。

サウジアラビア郵電省(PTT)は、リヤド、ジッダ、ダンマンの3都市でGSMサービスの提供を96年1月21日より開始した。システム構築は、AT&Tがサウジアラビア政府より94年5月に受注した国内電話網拡張事業の一部として担当した。現在の容量は、3都市合わせて1万5千~2万加入の規模であるが、最終的には20万加入にまで拡張される予定である。加入一時金、通話料は左表のとおり。

表 GSM加入一時金及び通話料

項目	料金	
加入一時金	SR 3,500(約98,000円)	
通話料	peak (8 am ~ 10 pm)	SR 1.6(約45円)/分
	off-peak (10 pm ~ 翌日8amと 木・金曜日終日)	SR 1.2(約34円)/分

SR : サウジアリアル

< 出典 > Middle East Economic Digest(2.9)

COMMENT

サウジアラビアでは、アナログのNMT-450方式によるセルラー電話サービスは既に提供されている。GSMサービスは人気を集めている模様で、PTTが契約者に番号付与を開始した1月6日の時点で約17万加入を獲得、中でもリヤドでは容量の7万加入が全て加入済みとなっている。PTTは急ピッチで拡張工事を進めているが、20万回線完了後の計画は未定である。GSMサービスが、これ程人気を集めた背景には受付開始時点ではSR10,000(約28万円)した加入一時金が、上記の表のとおりSR3,500にまで値下げされたことや国際ローミング導入後の利便性に対する期待も関係しているようだ。(渡邊 一昭)





EUROPE

欧州全般

STETとシーメンス、提携強化

■ イタルテルに続き、Sirtiがシーメンスとの合併会社設立に合意、両社は東欧諸国における競争力強化を図る。

1月24日、STETとシーメンスは、折半出資の合併会社の設立に関する予備協定を締結した。STET側はグループ傘下のエンジニアリング会社Sirti、シーメンス側は公衆通信網部門が母体となるこのJVは、通信ネットワークの計画・構築・管理・保守などを一括して行う。同社は当面、東欧諸国における活動に重点を置くが、将来的には活動範囲を拡張していく。

< 出典 > Agence France Press(1.24)

COMMENT

両社は本提携により国際競争力の強化を図り、老朽化したネットワークの置換や新たなネットワーク構築の需要がコンスタントに見込まれる東欧諸国において、積極的な活動を展開するものと思われる。これまでに、Sirtiがルーマニアおよびポーランドにおける光ファイバー敷設に着工しているほか、シーメンスはブルガリアのGSM網構築やマケドニアにおける交換システムの拡張、モスクワのデジタル回線構築を受注している。本提携の正式締結には数カ月を要するものと見込まれており、新会社の資本金などの詳細はその時点で明らかにされる。

なお、両社は1994年3月、STET傘下のイタルテルとシーメンスのイタリア子会社Siemens Telecomunicazioniの統合・再編を発表、端末分野での協力関係を強化している。その結果、シーメンスが40%を出資する新生イタルテルが本年1月に再発足している。(青沼 真美)

ユーテルサット、条約改定

■ 新規通信事業者や放送事業者によるダイレクトアクセスが可能に。アストラなど私設衛星通信システムとの競争に備えて利用者確保を図る?

1月16日に開催されたユーテルサットの締約国総会^{注1}において、条約改定が承認された。改定内容は、これまで原則とされてきた「一締約国一署名当事者」という署名当事者数

(注1)

ユーテルサットの加盟国は現在44カ国である。



EUROPE

(注2)

運用協定の署名当事者(出資者)の代表により構成される。宇宙部分使用料、宇宙部分のアクセス条件、地球局の承認などの計画、設定、運用及び維持に関する決定を行う。

制限の撤廃である。これにより、新規通信事業者や放送事業者も運用協定の署名当事者となることで、衛星容量を直接取得できるようになる。

なお、条約改定の批准には18カ月を要するため、この間、新規出資者は非署名者(Non Signatory Entity)として位置づけられる。非署名者は、署名当事者と同様の権利・義務を有し、理事会^{注2)}に参加するが、議決権はない。 <出典>Financial Times(1.26)他

COMMENT

ユーテルサットの衛星容量取得を巡っては、1992年4月に英独仏蘭4カ国が、マルチプルアクセス協定を締結、限定的ながらダイレクトアクセスが実施されていたが、今回の条約改定により全面的なダイレクトアクセスが実現する運びとなった。アストラなど私設衛星システムとの競争激化に直面するユーテルサットとしては、1998年の完全自由化を睨んでネットワーク整備を進める新規通信事業者の獲得を図るほか、デジタル放送時代の幕開けを控え、放送事業者の利用を喚起する意向であろう。

特にデジタル放送に関しては、アストラ衛星を運用するSESと直接対決するわけだが、SESは97年末にも新たに3基の衛星を打ち上げる予定であり、総容量はデジタル放送500チャンネル分に相当する。一方のユーテルサットもほぼ同時期にホットバード衛星の打ち上げを計画、並行して全面的なダイレクトアクセスを実施することで、利用者確保に拍車をかけたいところであろう。 (青沼 真美)

英国

オフテル、反競争的行為の禁止について諮問

BT免許の変更案を発表。BTとの合意は困難であり、ナンバーポータビリティに続くMMCへの付託も。

オフテルは、反競争的行為の規制に関する文書「電気通信における公正取引」を発表した。これは、95年7月の諮問文書「効果的な競争：行動への枠組み」で予告されていたもので、現在の免許の変更案と、今後の予定、改正された免許の運用についてのガイドライン等から構成されている。コメントの受け付けは2月2日まで行われる。

オフテルは、(1)禁止行為を個別に規定する条項を削除し、(2)支配的地位の濫用や競争阻害的な協定を禁止し、これらに該当するかどうかは競争法の一般原則や欧州委員会の決定などを考慮して長官に判断の権限を与えるように、免許を変更することを提案している。禁止行為を個別に規定する現在の免許では、変化の激しい電気通信業界で柔軟に対応できず、また実際の行為が免許の規定に完全に合致することは少ないことをオフテルは指摘している。解決までの時間についても、現状ではMMC(Monopolies and Mergers Commission)の判断が出るまで長官が当該行為を差し止めることができないため、被害を受けた事業者の早期救済策が求められていた。なお、オフテルによればこれに近い条件がAT&Tやテルストラといった事業者には既に課されている^{注3)}。

今回の文書では、BTの免許がまず変更対象となっており、新しい条件の導入と併せ、現在の免許から禁止行為を規定する17項目を削除することが提案されている。なお、その他

(注3)

外国キャリアについて、長官が競争阻害的と判断した場合に差し止めを行う規定が免許に含まれている。

のPTOやISR等の免許についても、今回発表されたタイムテーブルに従い、1997年末までに順次改正される^(注4)。

オフテルは、この提案をBTが受け入れた場合、現在検討中の次の価格規制(97年8月～)は緩和されることになるだろうとの見通しを述べている。

<出典> Financial Times(12.22)他

COMMENT

95年7月に発表された当初から、BTはこの提案を激しく非難してきている。BTは、オフテル長官に権力が集中して大きな裁量権が与えられ、しかも事業者側にはアペールの機会を与えられていないことを問題としている。一方、マーキュリーやCCA(Cable Communications Associations)などは、いままでの免許では問題解決までに時間がかかりすぎること、柔軟な対応ができなかったことなど、オフテルの主張を支持し、一般規定の導入に概ね賛意を表明している。なお、95年11月に開催された公聴会でも両者から同様の意見が述べられている。

現在BTとオフテルは免許変更についての交渉を行っているが、合意に到るのは困難な模様であり、ナンバーポータビリティの問題に続いてMMCに裁定を求める可能性が非常に高いと言われている。MMCの裁定結果が出るまでには1年近い時間がかかり、予定されている本年6月のBT免許変更が行えないのはもちろん、他の事業者の免許改正にも影響を与える可能性がある。

(細谷 毅)

オフテル、マーキュリーの免許見直しを諮問

国内市場についてはノドミナントと判断。免許を簡素化し、その他の事業者と同様の規制に移行。

オフテルは、マーキュリーの免許見直しに関する諮問文書を発表した。これは、禁止行為を個別に規定した条項を削除し、反競争的行為に関する一般規定を導入する一連の免許改正の一環として行われる。

オフテルは、国内と国際に分けて検討を行っている。まず国内通信分野については、マーキュリーのシェアが高いとはいえないこと(国内通話:8.6%、加入回線:1.6%)や、自由化が行われ新規事業者が参入していることなどから、マーキュリーはドミナントではないと判断している。この判断に基づき、ドミナントでないキャリアには不必要と考えられる条項の削除を行い、他の新規事業者と同様の規制とすることが提案されている。一方国際通信分野については、マーキュリーとBTのみが国際通信設備の所有、運用を認められていることから、2社連結的に(jointly)ドミナントであるとしている。しかし、反競争的行為禁止条項の導入による効果を考慮し、個別料金の設定、複数サービスを組み合わせでの販売などについては規制を緩和していく方針で、2つのオプションを示している。また、現在実施28日前までに義務づけられている料金の届け出は、前日までの届け出義務に変更する方針である。

<出典> KDD UK(1.4)他

COMMENT

今回の提案により、マーキュリーは国内市場に関しては他の新規事業者と同様に扱われ

(注4)

BTの免許改正は本年6月に行われる予定。マーキュリーの免許改正案はこの文書が発表された翌日に発表されており、本年前半の改正を目指している。



KDD RESEARCH



EUROPE

ことで「その他大勢」のうちの1社となりデュオポリの名残は解消されることになる。今回の提案についてマーキュリーは、イコールフットイングを実現し競争に柔軟に対応できるようになるとして歓迎を表明している。もちろんBTの側からすれば、マーキュリーのみの規制を緩和する提案を評価できる理由はなく、現在行われているBT免許の改正交渉を一層困難にする可能性が指摘されている。

(細谷 毅)

BTとオフテル、回線基本料のプライスカップとADCの廃止に合意

BTは、オフテルが提案していた免許の変更に合意した。免許の変更は、(1)現在BTの回線基本料に課されている個別のプライスカップ(RPI+2%)の廃止(2)ADC(Access Deficit Contribution)^{注5)}の廃止の2点である。この免許変更は、94年12月と95年7月の諮問文書で提案された後、95年12月に正式に諮問・変更手続きに入っていたもので、即日発効することになる

(細谷 毅)

<出典> KDD UK(2.15)他

貿易産業省、固定無線アクセス免許の取得者を発表

2GHz帯はBT、RadioTEL Systemsに、10GHz帯はマーキュリー、Ionica/Scottish Telecom連合、NTLに付与。

貿易産業省(DTI)は、95年10月から12月まで受け付けを行っていた固定無線アクセス(radio fixed access)の免許を付与する事業者を発表した。過疎地へのサービス提供のための2GHz帯の免許はBTとRadioTEL Systemsに、ISDNなどの高速サービスのための10GHz帯の免許はマーキュリー、Ionica/Scottish Telecom連合、NTL(National Transcommunications Limited)の3グループに付与された^{注6)}。

<出典> KDD UK(2.12)他

COMMENT

現時点では、2GHz帯、10GHz帯のどちらについても利用可能な設備はないため、新たに開発を行う必要があり、各キャリアは早急にフィールドテストを開始する意向である。しかし、3.2GHz帯の免許を取得したIonicaのサービス開始が技術的理由により遅れ続けた末、ようやく本年3月26日となったこともあってか、各事業者ともサービス時期は明らかにしていない。

2GHz帯で免許を取得したBTにとっては、同社に課されているユニバーサルサービス提供の義務を低コストで満足させることが可能となる意義が大きい。BTは免許獲得を見越して95年末にすでに技術試験を開始し、準備を進めており、本年中にはさらに大規模な試験をスコットランドで行う見込みである。なお、BTと共に免許を付与されたRadioTEL Systemsは、新規設立企業とのことであるが、出資関係等は現在のところ不明である。

一方、最大2Mbpsの伝送速度が可能とされる10GHz帯は、ISDN等の高速サービスに利用される見込みである。Ionica/Scottish Telecom連合は、今回10GHz帯についても免許を取得したことにより、すでに3.4GHz帯で取得した全国免許によるサービスを補完する、より

(注5)

ADC(Access Deficit Contribution)は、BTと相互接続する事業者がBTの回線接続料(敷設一時金)と回線基本料金の赤字を補填するために支払う費用。現在支払いを行っているのはマーキュリーのみである。なお、廃止されるのは2月7日以降に発生する通話についてのADCであり、それ以前の分については支払い義務が残っている。

(注6)

免許取得事業者以外に応募していたのは以下の事業者。なお、Ionicaは当初2GHz帯にも応募していたが、応募を取り下げた。

2GHz: EuroBell, Granger Telecom, SpaceTel UK Ltd, Telewest, Wireless Cable & Telecoms Ltd

10GHz: Atlantic Telecommunications Ltd, BT, CableTel, EuroBell, Norweb Communications, Racal Network Services Ltd, SWEB Telecoms, SpaceTel, Telewest, Unisource Mobile, Wireless Cable & Telecoms Ltd, Wireless Fixed Telecoms Ltd, Torch Telecom



KDD RESEARCH

高度なサービス提供が可能となる。マーキュリーも、高度サービスを従来方法(光ファイバの引き込み等)では採算の合わない顧客に提供可能となることを強調しているが、同時にBTに相互接続料を支払う必要がなくなることもメリットとして指摘できる。NTLは現在放送局と移動体キャリア(ヴォodafone、オレンジ)向けに伝送サービスを提供しているが、免許獲得により、一般企業にまで顧客層の大幅拡大が期待できることになる。NTLはすでに画像伝送には経験があり、これを生かして高速のインターネット接続や、ビデオ会議などを提供する予定である。
(細谷 毅)

ドイツ

新通信法を閣議決定

■ 規制機関を経済省の下に設立。本年6月までの成立を見込む。

98年の自由化以降の規制環境に関するドイツの新電気通信法案が1月30日に閣議決定された^(注7)。法案はその後2月1日に議会に提出され、本年6月末までの成立が見込まれている。

新法案は独占企業への規制、ユニバーサルサービスの保証、料金規制、相互接続、公道への回線敷設権の無料化などを扱っている^(注8)。新設される電気通信分野を管轄する規制機関は、経済省の傘下に置かれることとなった^(注9)。

なお、本法案と平行して、相互接続、ユニバーサルサービスに関する法規命令^(注10)が郵電省により現在作成されている。

<出典>KDDドイツ(2.2)他

COMMENT

本来95年内を予定していた新電気通信法案の閣議決定が遅れたのは、新設される規制機関の管轄を巡る政府連立与党内での対立によるものであったが、結局、政治力の強さを物言わせた経済大臣が研究技術大臣に対して勝利を収めた。なお、規制機関の設立時期については今後の議会で決定されることとなっているが、98年以前に設立された場合には、郵電大臣との職務分担が問題となることが指摘されている。
(細谷 毅)

マンネスマンとVeba、Viag/BTとRWEがそれぞれ提携へ

■ JVを設立する覚書をそれぞれ締結。ドイツの第二事業者は2グループに収束の方向か。

マンネスマンとVebaは、全国規模のネットワークを提供するJV設立に関する覚書を締結した。新JVの社はハノーバーに置かれ、Vebaが所有する2,500kmの光ファイバと、現在マンネスマンがマンネスマンモバイルフンク(MMF)の中継回線として構築中のマイクロ波伝送路を統合していく。

また、BT、Viag、RWEの3社も、電気通信サービス提供のための提携を行うことで覚書を締結した。提携の内容は今後決定されるが、現時点では企業向けサービス提供部門(BT

(注7)

詳細は不明であるが95年11月に合意されたものと大筋では変化していないと思われる。

(注8)

地方自治体では、この無料開放に反対している。

(注9)

現在電気通信分野を扱っている郵電省は、郵電事業の民営化を理由に97年末に解体されることが決定されている。

(注10)

法規命令(Rechtsverordnung)は、議会ではなく、法律に基づき連邦政府、大臣により制定される(委任立法)。法律(Gesetz)に比べて柔軟な対応が可能となる。



KDD RESEARCH



EUROPE

とViagが設立したViag InterKomが母体となる見込み)一般家庭向けサービス提供部門、インフラを提供する部門(これら2部門はRWEが中心になる見込み)ネットワークマネジメント担当部門(3社均等に担当の見込み)などの設立が検討されている。提携により接続される既存ネットワークは、ドイツ人口の80%をカバーできるとされている。3社はこの先数年間に30~40億マルク(約2,200~2,900億円)を投資する予定である。

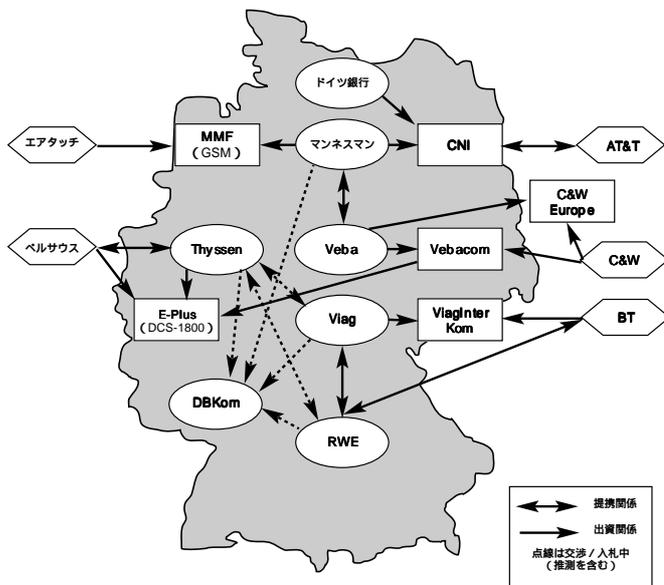
<出典> KDDドイツ(1.19/25, 2.7/8)他

COMMENT

欧州最大の市場であるドイツでは、98年の自由化後の第二事業者を目指して多くの事業者が参入している。しかし、市場規模から判断すると、全事業者が単独で事業を行っていくのは困難との見方が一般的で、必然的に新規事業者は提携/合併を行うことが不可欠と考えられていた。今回発表された提携はその先陣を切るものといえる。この2つの提携が実行に移された場合、ドイツにおける第二事業者は2グループに収束する方向となりこれにDTを加えて、キャリアアライアンス3グループ...

ワールドパートナーズ、コンサート、グローバルワン...がそろい踏みすることになる。今後はまだこれらグループに直接取り込まれていないThyssenとDBKomの動向が注目される。(細谷 毅)

ドイツの第二事業者を目指す企業提携/出資関係



フランス

DGPT、代替インフラ事業者と移動体通信事業者の相互接続を認める

高速道路管理会社2社に対して、移動体通信事業者とのネットワーク接続を認めるライセンスを付与。

DGPTは昨年末、高速道路管理会社Cofiroute社ならびにSANEF社に、移動体通信会社と両社の自営通信網の相互接続を認める免許を付与した。本免許の適用範囲は当面は移動体通信事業者に限定されるが、本年7月からは既に自由化されている通信サービス(VAS、データ通信、CUG向け電話サービスなど)の事業者への回線供給も認められることになる。

<出典> KDDパリ事務所(1.16)



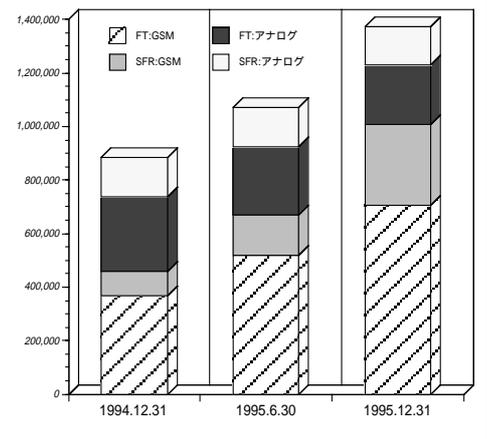
COMMENT

鉄道事業者SNCFが95年5月に同様のライセンスを取得、SFR等との接続交渉を行っており、インフラ事業者による自由化サービス用の回線接続・提供が解禁される本年7月に先だって、移動体通信事業者に対する回線調達の選択肢が新たに与えられたことになる。これは、移動体、特にセルラー通信の促進を図る郵電省の意向を反映したものと見えよう。

フランスにおける1995年末現在のセルラー加入者数は137万5,000であり、1995年一年間で50%増と飛躍的な伸びを見せたが、普及率は2%強と、欧州平均の約6%にはまだ及ばないのが現状である。本年5月にはPCN事業者ブイグテレコムがサービス開始を控えていることもあり、DGPTとしては先般のFTとの相互接続交渉の調停に続き、公正環境の確立を図り、移動体通信市場の成長を促進する方針である。

なお、Cofirouteの自営通信網約750kmは、100%光ファイバーケーブルであり、第二セルラー事業者SFRの親会社であるCGEや、PCN事業者ブイグテレコムの親会社ブイグが出資していることから、SFR・ブイグテレコムとも同社のネットワーク利用に関する交渉を進めている。一方、SANEFが所有する約1,100kmは全て無線網であり、低速通信への利用が見込まれている。(青沼 真美)

フランスのセルラー加入者推移



情報ハイウェイ関連法案成立

情報社会実現に向けてフランスが遅れをとらないための緊急措置として、実験プロジェクトの実施を可能とする特別法を可決。

フランス上院は、国民議会(下院)に続き、情報ハイウェイ関連法案を2月20日に可決した。主な内容は以下のとおりである。

- 情報ハイウェイ関連プロジェクトの実験にあたって認可制度を設ける
- 実験地域を限定する(最大2万ユーザーまで)
- 実験期間を限定する(3年~最大5年まで)
- CATV網経由での基本電話サービス提供を認める
- 基本電話サービスに関する実験の認可は郵電省が行う
- 既に選定されているVoD、地上波によるデジタルTV放送、ワイアレスケーブル、デジタルラジオ放送、テレポート構想などを承認する
- 既に選定されているプロジェクトのうち、画像伝送など一部についてはCSA(注11)の管轄とする
- サービスの特性に応じて、CSAの9人の委員が、現行の視聴覚放送に関する規制を緩和することができる

なお、上院は、本法施行後3年毎に政府が国会に進捗状況を報告する義務を負うこと、オーディオビジュアルに関する実験の審査に関してはCSAが行うことを本法に明記、その後可決に至っている。

<出典>KDDパリ事務所(1.31、2.23)他

(注11)
CSA(Conseil supérieur de l'Audiovisuel: 視聴覚最高評議会)は放送分野の規制機関であり、CATVライセンスの付与も管轄している。

COMMENT

すでに情報ハイウェイの公益試行プロジェクトとして選定された実験のなかには、CATV



KDD RESEARCH



EUROPE

電話等のように現行法に違反するものもあった。そのため、技術大国フランスの威信にかけても情報社会の実現に力を入れる政府は、プロジェクト実施のために法整備を行う必要に迫られていた。なお、本法案は緊急措置としての特別法であり、今春審議が開始される電気通信法案の内容に影響を及ぼすものではない。また、CSAに対して新たな権限が与えられているが、これは一時的な措置であり、全般的な権限に関しては電気通信法で規定されることになる。

(青沼 真美)

スイス

スイス国鉄、第二通信事業者へ

■ 本格的な通信市場参入を図るため合併会社を設立、戦略的提携相手を模索。

スイス国鉄(CFF)、スイスユニオン銀行(UBS)および大手流通業者のミグロスは、第二通信事業者を目指す合併会社の設立を発表した。この合併会社は、CFFが所有する光ファイバーネットワークを利用して、音声、データ、マルチメディアサービスなどの提供を行う計画であり、3社は1997年1月1日までの正式発足、1998年1月1日からのサービス開始を目指している。この合併会社の資本金は100万スイスフラン(約9,000万円)で、当面の出資比率はCFFが40%、残りの2社が30%ずつとなるが、3社は他企業にも参加を呼びかけている。

<出典> KDDジュネーブ事務所(2.19)

COMMENT

CFFは、1989年から2億スイスフラン(約180億円)を投資して1,500kmの光ファイバーネットワークを敷設しており、2000年までにさらに500kmを敷設する計画である。しかしながら、CFFをはじめ、他の2社も通信事業の経験が殆どないため、海外通信キャリアとの提携を模索している。これまでのところ、提携相手としてグローバルパンの名前があげられている。

スイスはEUおよびEEAには加盟していないものの、基本的にはEU政策に即した電気通信分野の自由化を進めている。EUでは、本年より代替インフラを利用した通信サービス(但し、固定網での基本音声サービスを除く)の提供が解禁されるわけだが、これを受けて、既に

欧州主要国鉄道事業者の通信市場参入状況

国名*	鉄道系通信事業者	参入状況
フランス	Telecom Development	フランス国鉄SNCFから分社。現在30%程度の出資を行う提携パートナーを選定中。
イタリア	Telesistemi Ferroviari	イタリア国鉄FSから分社。過半数株式売却を予定。売却先としてFT、DT、BTの名があがっている。
スイス	名称未定	スイス国鉄、UBS、ミグロスとの合併会社。
オランダ	NS Telecom	BTと折半出資の合併会社Telecom 2を設立。
ドイツ	DB Kom	ドイツ国鉄DBから分社化。49.9%の資本参加を行うパートナーを選定中。
英国	BRT	鉄道事業者BRから分社。レイカルが買収を検討中。

* 全てHERMES参加国。その他の5カ国は、オーストリア、ベルギー、デンマーク、スペイン、スウェーデン。これらの国の鉄道事業者はまだ独自の動きを見せていない。

自社網の保有を認められていた電力事業者など公共事業者による通信市場参入の動きが活発になっている。欧州11カ国の鉄道事業者が参画するHERMES^(注12)も、本年7月を目途に5カ国12都市からサービス提供を開始する予定であるが、各国鉄道事業者は独自の通信市場参入準備を進めており(前ページ参照)、代替インフラを利用した通信サービス市場は急成長の勢いを見せている。

(青沼 真美)

(注12)

欧州11の鉄道事業者と米国の通信会社グローバル・テレシステムズグループとの合弁会社。1999年までに東欧を含め総延長25,000kmの光ファイバー網を構築する計画を打ち出している。

チェコ共和国

GSMライセンス入札締切

2月14日、GSM事業者の選定に関する入札が締め切られた。この入札は、国营放送局 Ceske Radiokomunicace(CRA)が51%を出資する第二GSM事業者に残りの49%を出資するパートナーを選定するもので、政府は以下の6つのコンソーシアムが応札したことを明らかにした。ライセンス取得料は1,500万米ドル前後と見込まれており、選定結果の発表は3月中旬になる予定。

(青沼 真美)

<出典> Financial Times(2.15)

コンソーシアム名	出資企業
MoNet	FT・テレシステム(カナダ)
TMobil	デテモビル・STET・現地企業PVT・TMP・SKS
Czech Communications	テレダンマーク・テレノール
AnoFon	エアタッチ・現地企業Cekom
LevTel	テレコムフィンランド・RWE テリアンス(ドイツ)
Mannesmann Mobilcom	マンネスマン・現地企業Gity

ポーランド

TPSA民営化へ

ポーランド政府は、国营電気通信事業者TPSAを民営化する方針を打ち出した。政府が売却するのは49%までで、過半数は政府が保有する見込み。具体的な売却方法(ワルシャワ株式市場への上場、海外の戦略的パートナーへの売却など)は本年内に決定され、実施は1997~1998年になる予定。

なお、現行の電気通信法では、TPSAに対する国際通信及び実質的な国内長距離通信の独占提供権が1999年まで認められている。

<出典> Financial Times(2.2)



KDD RESEARCH



EUROPE

GSM事業者決定

エアタッチ・テレダンマーク連合及びUSウェスト・DT連合が取得、STETはまたも失敗。アメリカは国際司法裁判所の調停が出るまでライセンス付与は無効と主張。

ポーランド政府は2月1日、エアタッチ・テレダンマークが参加するコンソーシアム「ポルクコムテル」^{注13}ならびにUSウェスト・DTが参加する「PTC(Polska Telefonía Cyfrowa」^{注14})にGSM事業者ライセンスを付与した。

両コンソーシアムは、ライセンス取得に際しての初期費用として1億150万ECU(約137億円)を支払うが、今後5年間は獲得加入者数に応じて毎年支払いを義務づけられるため、ライセンス取得料はトータルで5億2,000万ECU(約700億円)に上るものと試算されている。また、両コンソーシアムともGSM網構築・運営にそれぞれ10億ドル程度を投じる計画である。

(青沼 真美)

< 出典 > Financial Times(2.2)

欧州GSM事業者に対する通信キャリアの出資状況

国名	事業者名	出資通信関連企業	国名	事業者名	出資通信関連企業
ドイツ	マンネスマンモバイル	マンネスマン、エアタッチ	ベルギー	Belgacom Mobile	ベルガコム、エアタッチ
フランス	SFR	CGE、ベルサウス、ヴォダホン		Mobistar	FT
アイルランド	Esat Digifone	テレノール、Communicorp	ギリシャ	Panafon	ヴォダホン、FT
オランダ	Libertel	ヴォダホン、		STET Hellas	STET、ナイネックス
ポルトガル	Telecel	エアタッチ、	スウェーデン	Comvik	Kinnevik (Tele2に出資)
オーストリア	Ö-call	DT、シーメンス		Nordictel	エアタッチ、ヴォダホン
フィンランド	ラジオリニア	テレグループ	ブルガリア	Mobiltel	USウェスト
スペイン	Airtel	エアタッチ、BT	ポーランド	Polkomtel	エアタッチ、テレダンマーク
デンマーク	ダンスコムビルテレフォン	GNTC、ベルサウス		PTC	DT、USウェスト
イタリア	Omnitel-Pronto Italia	エアタッチ、マンネスマン、テリア、ベルアトランティック	ハンガリー	Pannon	テレダンマーク、テレノール、テレコムフィンランド、オランダPTT、テリア
ノルウェー	Netcom	シンガポールテレコム、アメリカテック		Westel 900	Matav、USウェスト

(KDD総研作成)

新ユーゴ

GSM網構築

モンテネグロ共和国ではテレノールがGSM事業者に出資、今秋にもサービス開始予定。セルビアではユーゴPTTが今夏を目途にシステムを構築中。

今夏以降、新ユーゴ(セルビア共和国・モンテネグロ共和国)^{注15})でもGSMの利用が可能になる。セルビアでは、現地企業BKトレードが51%、ユーゴPTTが49%を出資して設立された合弁会社BK-PTTがGSM事業者となり、本年上半期内にもサービス提供を開始す

(注13)
出資現地企業は、国営銅産企業Polska Miedzや国営製油所Plock、電力会社PSEなど。

(注14)
現地企業の出資者は、Elektrimなど。

(注15)
新ユーゴは、セルビア共和国及びモンテネグロ共和国から構成されているが、日本政府はこれを承認していない。



AFRICA

る計画である。BK-PTTは既にエリクソンにネットワーク構築・システム供給を発注、第一フェーズの発注額は3,000万米ドルに上っている。BK-PTTは97年にはネットワーク容量を20万までに拡張、順次カバーエリアの拡張を図る意向である。

一方、モンテネグロ共和国では、ノルウェーの通信事業者テレノールがモンテネグロPTT、ギリシャ企業Saratitis及びPetrisと合併会社を設立、同社を通じて、新ユーゴのモンテネグロ共和国におけるGSMライセンスを取得した。この合併会社に対する出資比率は、テレノールが40%、PTTが9%、ギリシャ企業2社が51%である。同社には、今後20年間にわたるGSMの独占提供権が認められている。同社はまず2,000万ドルを投じてシステム構築を進め、今秋には首都ポドゴリツァを始め主要都市でサービス提供を開始する。

< 出典 > Fintech Mobile Communications(1.25) Agence France Press(1.26)他

COMMENT

GSMは新ユーゴにおける初のセルラーサービスとなるわけだが、新ユーゴも他の通信途上国同様、移動体サービスの導入によって貧弱な固定網サービスの補完および通信アクセスの向上を図る方向にある。

GSMライセンス付与に関して、モンテネグロ政府とテレノール率いる合併会社は95年7月に合意に達していた。しかしながら、国連の禁輸措置が解除された時点でライセンスを付与するという条件がつけられていたため、昨年末に国連安保理で新ユーゴに対する経済制裁及び旧ユーゴ全体への武器禁輸の解除決議が採択されたことを受けて、今般ライセンスが付与されるに至った。

さて、20年間の独占提供権という将来性に対する評価が大きく分れる権利を取得してモンテネグロに進出した(勇敢な)テレノールであるが、同社は継続して移動体通信分野での海外進出に力をいれている。サンクトペテルブルクやハンガリーでのGSMライセンス取得に続き、95年10月にはアイルランドの第二GSMライセンスを取得した。また、香港のPCSライセンスに参加しているほか、中国の聯合通信とベーシングサービスで提携、チェコではGSMライセンス入札に参加している。本件はこの流れを組むものとはいえ、市場の将来性に未知の部分が多いだけに、同社にとって一つの賭けになりそうである。 (青沼 真美)

マラウイ

GSMサービス開始

95年12月、GSM事業者テレコムネットワークス^(注16)がサービス提供を開始した。アルカテルが納入したネットワーク・システム容量は10,000加入で、当面は、首都リロングウェ、ブラントイル、ムズズおよびゾンバの4都市がカバーエリアとなる。同社は、GSM経由でのデータ通信サービスの提供も予定しており、既にアルカテルに1100PSX交換機などシステム構築を発注している。 (青沼 真美)

< 出典 > Pyramid Research(95.12)

(注16)

94年11月に、マラウイ政府とテレコムマレーシアが交わした覚書に基づいて設立された合併会社。マラウイ側はマラウイ郵電公社が出資している。

KDD 総研

R&A

世界の通信ビジネスの最新情報誌

1996 March

.....
次号の特集(予定)
英国の電気通信政策

発行日 1996年3月20日
発行人 景山 正
編集人 立花 敬
発行所 株式会社 KDD 総研
〒163-03 東京都新宿区西新宿2-3-2 KDDビル29F
TEL. 03(3347)6926 FAX. 03(5381)7017
年間購読料 19,800円(消費税・送料込み、日本国内)
レイアウト・印刷 株式会社丸井工文社



海外販売代理店

KDD UK Ltd.

6F Finsbury Circus House, 12/15 Finsbury Circus,
London EC2M 7EB U.K.

Tel:44-171-382-0001 Fax:44-171-382-0005

KDD Belgium S.A./N.V.

Boulevard du Regent 50, Boite7, 1000 Brussels, Belgium

Tel:32-2-511-3116 Fax:32-2-514-5444

KDD Deutschland GmbH

Immermannstr. 45, D-40210 Dusseldorf, Germany

Tel:49-211-936980 Fax:49-211-9369820

KDD Hong Kong Ltd.

Room 2701, 27th Floor, East Tower, Bond Centre,

89 Queensway, Central, Hong Kong

Tel:852-525-6333 Fax:852-868-4932

眞韓圖書 (JIN HAN BOOK STORE)

大韓民国 Seoul 特別市中区巡和洞 1-170 Samdo Arcade 12

Tel:82-2-319-3535 Fax:82-2-319-3537

海外新聞普及(株)(OCS)

〒108 東京都港区芝浦2-9

Tel:03(5476)8131 Fax:03(3453)9338